

平成 2 7 年度

財政援助団体等監査報告書

行政監査報告書

工事監査報告書

八王子市監査委員

目 次

○財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要	1
第2 財政援助に関する監査.....	1
第3 指定管理に関する監査.....	3
第4 監査対象団体の概要.....	11

○行政監査結果報告書

第1 監査の概要	21
第2 監査の結果.....	23
第3 調査の結果	33

○工事監査結果報告書

第1 監査の概要	63
第2 工事の概要	64
第3 監査の実施状況.....	66
第4 監査の結果	67

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、
平成27年度財政援助団体等監査、行政監査及び工事監査の結果に
関する報告を次のとおり提出する。

平成27年12月22日

八王子市監査委員	白 柳 和 義
同	矢 野 和 利
同	水 野 淳
同	鈴 木 勇 次

平成27年度 財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助及び公の施設の指定管理（以下「指定管理」という。）に関する団体監査並びに同条第2項及び第5項の規定に基づく所管部課の監査

2 監査の範囲

平成26年度に執行された会計事務及びその他の事務

3 監査の実施期間

平成27年9月2日から同年12月20日まで

4 監査の基本的視点

財政援助及び指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

第2 財政援助に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる団体、補助対象事業等及び所管部課は、次のとおりである。

No.	対象団体	対象事業等	所管部課
1	八王子市消防団	・団本部、分団等の運営	生活安全部 防災課
2	社会福祉法人八王子市 社会福祉協議会	・ボランティア活動推進 ・運営費等補助 ・地域福祉活動の推進	福祉部 福祉政策課

2 監査の観点及び方法

監査は、次の表頭欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる事項を主な観点として、書類審査、質問調査等通常実施すべき監査手続により実施した。

財政援助団体	所管部課
(1) 補助事業は、目的に沿って適正に執行されているか。	(1) 財政援助の事業は、法令、条例、予算等に適合しているか。
(2) 補助事業は、市の交付決定に基づき適正に執行されているか。	(2) 補助金の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
(3) 予算書、決算諸表等と補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。	(3) 補助金の支出及び積算・返還事務は適正に行われているか。
(4) 諸規程の整備はなされているか。	(4) 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
(5) 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。	
(6) 出納関係帳票の整備は適切か。また、領収書等の証憑書類の整理、保存は適切か。	

3 監査の結果

監査の結果、会計事務及びその他の事務は、概ね適正に執行されていると認められた。

(1) 八王子市消防団

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(2) 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

第3 指定管理に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる指定管理者、指定管理施設及び所管部課は、次のとおりである。

ア 長房ふれあい館

No.	指定管理者	指定管理施設	所管部課
1	社会福祉法人 八王子市 社会福祉協議会	長房ふれあい館	市民活動推進部 協働推進課

イ 保育園

No.	指定管理者	指定管理施設	所管部課
1	社会福祉法人 相友会	長房西保育園	子ども家庭部 保育幼稚園課

ウ 学童保育所

No.	指定管理者	指定管理施設	所管部課
1	社会福祉法人 八王子市 社会福祉協議会	(1)八木町学童保育所 (2)千人町学童保育所 (3)寺町学童保育所 (4)台町学童保育所 (5)中野学童保育所 (6)清水小学童保育所 (7)大和田小学童保育所 (8)第十小学童保育所 (9)浅川学童保育所 (10)下柚木学童保育所 (11)由木学童保育所 (12)松が谷学童保育所 (13)南大沢学童保育所 (14)南大沢西学童保育所 (15)宮上学童保育所 (16)まつぎ学童保育所 (17)長池学童保育所 (18)秋葉台学童保育所	子ども家庭部 児童青少年課

No.	指定管理者	指定管理施設	所管部課
1	社会福祉法人 八王子市 社会福祉協議会	(19)別所学童保育所 (20)長房学童保育所 (21)船田小学童保育所 (22)館ヶ丘学童保育所 (23)寺田学童保育所 (24)上壺分方学童保育所 (25)元八王子学童保育所 (26)川口学童保育所 (27)加住小学童保育所 (28)由井学童保育所 (29)片倉台学童保育所 (30)七国小学童保育所 (31)北野学童保育所 (32)高嶺小学童保育所 (33)石川学童保育所 (34)久保山学童保育所	子ども家庭部 児童青少年課
2	株式会社 プロケア	子安学童保育所	子ども家庭部 児童青少年課
3	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	(1)上柚木小学童保育所 (2)中山小学童保育所 (3)由木東小学童保育所 (4)元八王子東小学童保育所 (5)城山学童保育所 (6)由井かたくら学童保育所 (7)長沼学童保育所	子ども家庭部 児童青少年課
4	テンプスタッフ・ウィッシュ 株式会社	(1)鹿島学童保育所 (2)横山学童保育所 (3)みなみ野学童保育所	子ども家庭部 児童青少年課
5	特定非営利活動法人 くぬぎだ	櫛田小学童保育所	子ども家庭部 児童青少年課
6	社会福祉法人 清心福祉会	(1)小宮小学童保育所 (2)高倉小学童保育所	子ども家庭部 児童青少年課

2 監査の観点及び方法

監査は、次の表頭欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる事項を主な観点として、書類審査、質問調査等通常実施すべき監査手続により実施した。

指定管理者	所管部課
(1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。	(1) 指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は、法令、条例等に基づき適正に行われているか。
(2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。	(2) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
(3) 利用料金の設定等は適正に行われているか。	(3) 管理に関する経費の算定、支出手続等は、条例、規則、協定等に従い適正に行われているか。
(4) 公の施設の管理に係る諸規程の整備はなされているか。	(4) 事業報告書の点検及び管理に関する経費の精算事務等は適正に行われているか。
(5) 公の施設の管理に係る会計経理及び備品管理は適正に行われているか。	(5) 利用料金の承認手続は適正に行われているか。また、指定管理者に対して適時、適切に報告を求め、調査・指示を行っているか。
(6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また、領収書類の整備、保存は適切か。	

3 監査の結果

監査の結果、会計事務及びその他の事務は、概ね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

(1) 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(2) 社会福祉法人 相友会

【指摘事項】

4月分給与に含まれる超過勤務手当等に係る時間単価の計算方法について

市と社会福祉法人相友会(以下「相友会」という。)との間では、相友会を指定管理者に指定して「八王子市立長房西保育園の管理に関する基本協定」を締結して

いる。

これに基づいて、相友会は八王子市立長房西保育園（以下「保育園」という。）の管理運営業務を実施しており、市は相友会との間に締結した「八王子市立長房西保育園の管理に関する年度協定書」に基づき、当該業務に係る指定管理料を支払っている。

そこで、この指定管理料を財源として支出が行われている職員に係る平成26年度の人件費について確認したところ、平成26年4月分の給与に関して、超過勤務手当及び欠勤控除が誤って計算され支給及び控除されていることが判明した。

相友会が定めた経理規程及び平成26年度の職員人事給与制度要綱によれば、超過勤務、休日勤務及び欠勤（以下これらを「実績分」という。）については、前月の21日から当月の20日までに発生したものを、当月分の給与として支給又は控除し、また、昇給については、毎年4月1日付で行うこととしている。

これに基づき、4月分給与に反映させるべき実績分の額を考えた場合、3月21日から31日までの実績分については3月分の給料月額を基礎として時間単価を算定し、4月1日から20日までの実績分については4月分の給料月額（昇給がある場合には昇給後の月額）を基礎として時間単価を算定し、それらを各月に発生した時間数に乗じて算出されることになる。

一方、保育園では、実績分を含めた給与計算等の処理については、外部に業務委託しているため、実績分については、保育園の職員が市販の給与計算ソフトウェアをインストールした端末の画面に合わせ合計時間数を入力する作業のみを行っている。

そこで、4月分給与に係る実績分の算出状況について確認したところ、例月の処理と同様に3月分と4月分の合計時間数を入力していたため、当該実績分については、4月分給料のみを基礎として算定され、4月1日付で昇給が行われた場合には、適正な金額が支払われない又は控除されていないことが判明した。

人件費は、保育園の管理運営に係る支出の約8割を占めており、また、職員の生活に影響を及ぼす重要な支出であることから、その計算は十分な精度を持って行われるべきである。

については、所管課においては、相友会に対し、保育園が適正な給与支給業務を実施するための対応策を講ずるよう指導されたい。

(3) 株式会社 プロケア

【指摘事項】

特に指摘する事項はない

(4) 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(5) テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社

【指摘事項】

人件費の計上誤りについて

市とテンプスタッフ・ウィッシュ株式会社(以下「テンプスタッフ・ウィッシュ」という。)との間では、テンプスタッフ・ウィッシュを指定管理者に指定して「学童保育所の管理に関する基本協定」(以下「基本協定」という。)を締結している。これに基づいて、テンプスタッフ・ウィッシュは基本協定に規定された学童保育所3施設(5クラブ)の管理運営業務を実施しており、市はテンプスタッフ・ウィッシュとの間に締結した「平成26年度における学童保育所の管理に関する年度協定書」(以下「年度協定」という。)に基づき、当該業務に係る指定管理料を支払っている。

また、年度協定では、指定管理者は、年度の終了後、指定管理料の用途を明らかにした実績報告書を速やかに市に提出し、市が支払った指定管理料のうち、施設職員の人件費及びおやつ代について不要額が生じた場合には、速やかに市に返納しなければならないこととしている。

そこで、テンプスタッフ・ウィッシュが管理業務を行っている学童保育所に係る施設職員の人件費について賃金台帳及び出勤簿を突合したところ、常勤職員1人に係る通勤手当及び時間外勤務手当について、本来であれば年度協定期間である平成26年4月分から平成27年3月分までの実績に基づいて算定した額を支出額として計上すべきところ、平成26年3月分から平成27年2月分までの実績に基づいて算定した額で報告し、当該金額で人件費を精算している状況が確認された。

については、所管課においては、誤った金額で精算を行った指定管理料について適切な措置を講ずるとともに、テンプスタッフ・ウィッシュに対して適正な事務処理を行うよう指導されたい。

(6) 特定非営利活動法人 くぬぎだ

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(7) 社会福祉法人 清心福祉会

【指摘事項】

パートタイム施設職員に係る賃金の算出誤りについて

市と社会福祉法人清心福祉会(以下「清心福祉会」という。)との間では、清心福祉会を指定管理者に指定して「学童保育所の管理に関する基本協定」(以下「基本協定」という。)を締結している。これに基づいて、清心福祉会は基本協定に規定された学童保育所2施設(3クラブ)の管理運営業務を実施しており、市は清心福祉会との間に締結した「平成26年度における学童保育所の管理に関する年度協定書」(以下「年度協定」という。)に基づき、当該業務に係る指定管理料を支払っている。

また、年度協定では、指定管理者は、年度の終了後、指定管理料の用途を明らかにした実績報告書を速やかに市に提出し、市が支払った指定管理料のうち、施設職員の人件費及びおやつ代について不要額が生じた場合には、速やかに市に返納しなければならないこととしている。

そこで、清心福祉会が管理業務を行っている学童保育所に係るパートタイム施設職員の人件費について、雇用契約書、タイムカード及び給与台帳を突合したところ、賃金計算の基礎となる労働時間算出の誤りにより、間違った賃金が支払われていた事例が複数見受けられた。

また、「清心福祉会パートタイマー就業規則」には、「1日8時間までは通常賃金とし、8時間を超えて労働させたときは、その時間について、通常賃金の125%割増賃金を支給する」と規定されているが、1日に8時間を超える労働をした施設職員について、割増しをせずに賃金が支払われていた。

正確な賃金計算は施設職員にとって必要不可欠であるとともに、指定管理料の人件費について適切な精算を行うためにも重要なものであることから、所管課においては、清心福祉会に対し、正確な会計処理を行うよう指導されたい。

(8) 子ども家庭部 児童青少年課

【意見要望事項】

おやつ代の精算制度の見直しについて

市と学童保育所の指定管理者(以下「指定管理者」という。)との間では、指定管理者に指定した当該学童保育所に関し、指定管理期間(5年間)における管理運営に関する基本的事項を定めた基本協定を締結するほか、年度ごとに当該年度の指定管理料等の指定管理に係る経費に関する事項等について定めた年度協定(以下「年度協定」という。)を締結している。

このうち、年度協定によれば、市が支払う指定管理料のうち、施設職員の人件費及びおやつ代については、精算項目とする旨が規定されている。

また、指定管理に関する具体的な業務内容については、業務仕様書に定められており、おやつ代については、保育料(保護者負担金)のうち、児童1人当たり月額2,000円程度をおやつ代の実費相当として算定することとされている。

なお、「八王子市学童保育所条例」によれば、学童保育所の保育料は児童1人につき月額7,000円(同一世帯で2人以上の児童が学童保育所に入所している場合は、2人目の児童からは月額4,500円)となっており、市が児童の保護者から徴収している。

そこで、おやつ代の精算について確認したところ、事務手続は次のとおりであった。

- (1) おやつ代の計算に際しては、①「概算払した年額」、②「執行すべき年間額」及び③「年間執行実績額」を用い、これらの金額を比較することで精算を行う。
- (2) ①の「概算払した年額」は、年度協定を締結する際に積算したもので、年度協定締結前の基準日(2月1日)における基準児童数に月額2,000円と12か月を乗じて得た額である。
- (3) ②の「執行すべき年間額」は、月当初の在籍児童数に月額2,000円を乗じて得た額を12か月分合算したものである。
- (4) ③の「年間執行実績額」は、指定管理者がおやつ代として支出した金額の12か月分の累計額である。

③の「年間執行実績額」の算出において、所管課では、指定管理者に対し、おやつ代の支出に係る総勘定元帳等の会計帳簿の写しを実績報告書に添付させ、逐次突合し、金額確認を行っている。監査日現在、68の学童保育所があり、当該確認に要する事務量は相当多いものとなっている。

所管課によれば、おやつ代に関して精算をすることとした理由としては、指定管理者におやつ代相当(月額2,000円程度)のおやつを児童に提供することについて、金銭の面から担保し、促進するためとのことであるが、今回の監査対象の指定管理者に係るおやつ代の執行実績額について試査したところ、児童1人当たり月額換算で概ね2,000円が支出されていることが確認された。

また、学童保育所に指定管理者制度が導入された平成16年度の状況と比較し、現在では所管課によるモニタリング制度が実施されており、おやつ代が適切に執行されているか、おやつ提供方法や内容が妥当であるか等については、当該モニタリングにおいて確認ができるものである。

については、現行の精算方法は、精緻であるものの、投入される事務量と比較すると現行ほど厳密な計算が求められるものではないと考えられることから、精算の際の基礎となる金額に関し、例えば、③の「年間執行実績額」は用いずに、①の「概算

払した年額」と②の「執行すべき年間額」(月当初の在籍児童数は、入所決定している所管課も把握していることから、②の「執行すべき年間額」は、指定管理者からの報告を待たずに所管課において比較的容易に算出できると思われる。)を比較し、その差額を返納額とするなど、おやつ代の精算制度をより簡潔にすることを検討し、削減される事務量はモニタリングの更なる充実等の学童保育所に係る他の業務に活用するよう要望する。

第4 監査対象団体の概要

1 八王子市消防団

(1) 事業内容

ア 事業の概要

八王子市消防団(以下「消防団」という。)は、消防組織法(以下「法」という。)の規定に基づき制定された「八王子市消防団に関する条例」により組織・運営される市の内部機関であり、団長以下の団員は、非常勤特別職の職員として位置付けられている。

イ 市との関係

市は、法の規定に基づき消防団に要する費用を負担しており、消防団の活動・運営に要する費用の一部について、消防団本部(以下「団本部」という。)並びに音楽隊、女性隊及び各分団(以下「分団等」という。)に対して、「八王子市消防団本部及び分団交付金交付要綱」に基づき交付金を交付している。平成26年度の執行状況については、次の表のとおりである。

区分	交付金(円)	主な対象経費の内容
団本部交付金	1,541,363	団本部運営費 (音楽隊・女性隊交付分を除く。)
分団等交付金	11,832,156	運営費、研修費、通信連絡費、会議費、器具置場等管理費 (音楽隊・女性隊交付分を含む。)
合 計	13,373,519	

(2) 組織

消防団員の条例定数は1,590名とされ、消防団本部は、八王子市元本郷町三丁目24番1号(八王子市役所内)に置いている。組織構成は次のとおりである。(平成27年9月1日現在。括弧内は実人数及び分団受持区域)

ア 本団(団本部)： 団長、副団長(6)

イ 本 団 付： 本団補佐、音楽隊、女性隊、機能別分団(58)

ウ 第 1 分 団： 3個部(39 市街地一帯国道16号線東側)

エ 第 2 分 団： 3個部(37 市街地一帯国道16号線西側)

オ 第 3 分 団： 6個部(84 中野・大和田地区)

カ 第 4 分 団： 6個部(93 石川地区)

キ 第 5 分 団： 7個部(113 加住地区)

- ク 第 6 分 団： 6個部(90 川口地区)
- ケ 第 7 分 団： 6個部(97 恩方地区)
- コ 第 8 分 団： 11個部(157 元八王子地区)
- サ 第 9 分 団： 12個部(181 横山地区)
- シ 第 10 分 団： 8個部(125 由井地区)
- ス 第 11 分 団： 10個部(166 浅川地区)
- セ 第 12 分 団： 11個部(170 由木地区)

2 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

(1) 事業内容

ア 事業の概要

社会福祉法人八王子市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、大正15年9月に八王子市社会事業協会として設立され、昭和36年4月に八王子市社会福祉協議会と改称し、昭和42年4月に「八王子市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること」を目的とする社会福祉法人として、法人認可を受けて現在に至り、主に次の事業を行っている。

(ア) 地域福祉に関する事業

- ・ 高齢者福祉事業
ふれあい・いきいきサロン活動支援事業等
- ・ 障がい者福祉事業
手話通訳・要約筆記協力者派遣事業等
- ・ 子ども福祉事業
子育てサロン支援等
- ・ 在宅福祉サービス事業
在宅福祉サービス(ういずサービス)
- ・ 地域福祉推進計画「第2次いきいきプラン八王子」実行に伴う事業
地域福祉推進拠点石川の設置運営等

(イ) ボランティア活動に関する事業

八王子市ボランティアセンターの管理運営、ボランティアの育成事業等

(ウ) 福祉サービス総合支援・成年後見制度推進に関する事業

地域福祉権利擁護事業等

(エ) 公益事業に関する事業

八王子市立学童保育所、長房ふれあい館等の管理運営等

(オ) その他

生活福祉資金貸付事業、共同募金事業等

イ 市との関係

市は、社会福祉協議会に対して、「社会福祉法人八王子市社会福祉協議会補助金交付要綱」に基づき補助金を交付するほか、公の施設の指定管理に関する協定書に基づき指定管理料を支払っており、平成26年度の執行状況については表1及び表2のとおりである。

表1 補助金の執行状況

区分	支出額(円)	補助金執行額(円)	主な対象経費の内容
運営費等補助	123,305,375	102,269,525	人件費、光熱水費等
ボランティア活動推進	7,736,274	6,189,019	ボランティアセンター管理運営費、通信運搬費、業務委託料、活動費、助成金等
地域福祉活動推進	1,566,749	1,253,399	器具什器費、業務委託料、印刷製本費、光熱水費、諸謝金等
合計	132,608,398	109,711,943	

表2 指定管理料の執行状況(今回監査対象とした指定管理施設のみ記載)

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
長房ふれあい館	33,778,000	33,778,000	人件費、光熱水費、業務委託料、租税公課、修繕費、諸謝金等
学童保育所 (八木町学童保育所 ほか33施設)	905,743,424	901,841,564	人件費、おやつ代、維持管理費、運営費等

(2) 組織

社会福祉協議会は、事務所を八王子市元本郷町三丁目24番1号(八王子市役所内)に置いている。組織構成は次のとおりである。(平成27年3月31日現在)

- ア 議決機関： 評議員会 評議員(40)
- イ 執行機関： 理事会 会長(1)-副会長(3)-常任理事(1)-理事(10)
事務局 事務局長(1)-課長(3)-職員(335)※
※ 職員数には、嘱託員・臨時職員・学童保育所勤務職員等を含む。
- ウ 監査機関： 監事(2)

(3) 補助対象事業の概要

事業名	事業内容の概要
運営費等補助	社会福祉協議会の職員及び嘱託員等の人件費
ボランティア活動推進事業	ボランティア活動育成のための活動支援・活動普及・相談事業等及びボランティアセンターの管理運営
地域福祉活動推進事業	第2次いきいきプラン八王子に基づく地域福祉推進拠点石川の設置・運営及び併設するコミュニティカフェの運営補助、第2次いきいきプラン八王子推進委員会の開催

(4) 指定管理施設の概要(今回監査対象とした指定管理施設のみ記載)

施設名	所在地	指定期間
長房ふれあい館	長房町588番地 都営長房アパート西1号棟1階	平成24年4月1日～ 平成29年3月31日
学童保育所		
1	八木町学童保育所 八木町7番1号	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
2	千人町学童保育所 千人町三丁目7番7号	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
3	寺町学童保育所 寺町29番地15	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
4	台町学童保育所 台町四丁目2番1号	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
5	中野学童保育所 中野山王三丁目6番27号	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
6	清水小学童保育所 中野山王三丁目25番1号	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日

	施設名	所在地	指定期間
7	大和田小学童保育所	大和田町四丁目19番1号	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
8	第十小学童保育所	大和田町七丁目5番1号	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
9	浅川学童保育所	初沢町1323番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
10	下柚木学童保育所	下柚木三丁目4番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
11	由木学童保育所	越野692番地1	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
12	松が谷学童保育所	松が谷13番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
13	南大沢学童保育所	南大沢三丁目8番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
14	南大沢西学童保育所	南大沢四丁目18番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
15	宮上学童保育所	南大沢五丁目20番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
16	まつぎ学童保育所	別所一丁目29番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
17	長池学童保育所	別所一丁目45番地3	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
18	秋葉台学童保育所	別所二丁目12番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
19	別所学童保育所	別所二丁目42番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
20	長房学童保育所	長房町341番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
21	船田小学童保育所	長房町1041番地2	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
22	館ヶ丘学童保育所	館町1097番地57	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
23	寺田学童保育所	寺田町432番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日

	施設名	所在地	指定期間
24	上壱分方学童保育所	上壱分方町799番地2	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
25	元八王子学童保育所	式分方町761番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
26	川口学童保育所	川口町3974番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
27	加住小学学童保育所	加住町一丁目170番地2	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
28	由井学童保育所	小比企町1201番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
29	片倉台学童保育所	片倉町1318番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
30	七国小学学童保育所	七国六丁目42番1号	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
31	北野学童保育所	打越町348番地1	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
32	高嶺小学学童保育所	北野台四丁目21番1号	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
33	石川学童保育所	石川町1920番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
34	久保山学童保育所	久保山町一丁目20番地6	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日

3 社会福祉法人 相友会

(1) 事業内容

ア 事業の概要

社会福祉法人相友会は、監査日現在、保育園1施設の指定管理業務を行っている。

イ 市との関係

市は、公の施設の指定管理に関する協定書に基づき指定管理料を支払っており、平成26年度の執行状況については次の表のとおりである。

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
長房西保育園	156,944,000	156,944,000	人件費、福利厚生費、業務委託費、給食費、保育材料費等

(2) 指定管理施設の概要

施設名	所在地	指定期間
長房西保育園	長房町588番地 都営長房アパート西8号棟1階	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日

4 株式会社 プロケア

(1) 事業内容

ア 事業の概要

株式会社プロケアは、監査日現在、学童保育所1施設の指定管理業務を行っている。

イ 市との関係

市は、公の施設の指定管理に関する協定書に基づき指定管理料を支払っており、平成26年度の執行状況については次の表のとおりである。

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
子安学童保育所	38,300,000	38,007,167	人件費、おやつ代、維持管理費、運営費等

(2) 指定管理施設の概要(今回監査対象とした指定管理施設のみ記載)

施設名	所在地	指定期間
子安学童保育所	子安町一丁目37番1号	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日

5 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

(1) 事業内容

ア 事業の概要

特定非営利活動法人ワーカーズコープは、監査日現在、学童保育所7施設の指定管理業務を行っている。

イ 市との関係

市は、公の施設の指定管理に関する協定書に基づき指定管理料を支払っており、平成26年度の執行状況については次の表のとおりである。

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
上柚木小学童保育所 ほか3施設	95,189,237	91,721,316	人件費、おやつ代、維持 管理費、運営費等
由木東小学童保育所 ほか2施設	71,605,970	66,173,755	人件費、おやつ代、維持 管理費、運営費等

(2) 指定管理施設の概要 (今回監査対象とした指定管理施設のみ記載)

	施設名	所在地	指定期間
1	上柚木小学童保育所	上柚木三丁目15番地	平成26年4月1日～ 平成31年3月31日
2	中山小学童保育所	中山1155番地	平成26年4月1日～ 平成31年3月31日
3	由木東小学童保育所	東中野1347番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
4	元八王子東小学童保育所	叶谷町1521番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
5	城山学童保育所	元八王子町二丁目3351番地 15	平成26年4月1日～ 平成31年3月31日
6	由井かたくら学童保育所	西片倉一丁目14番1号	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
7	長沼学童保育所	長沼町707番地3	平成26年4月1日～ 平成31年3月31日

6 テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社

(1) 事業内容

ア 事業の概要

テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社は、監査日現在、学童保育所3施設の指定管理業務を行っている。

イ 市との関係

市は、公の施設の指定管理に関する協定書に基づき指定管理料を支払っており、平成26年度の執行状況については次の表のとおりである。

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
鹿島学童保育所 ほか2施設	80,327,264	75,724,194	人件費、おやつ代、維持 管理費、運営費等

(2) 指定管理施設の概要

	施設名	所在地	指定期間
1	鹿島学童保育所	鹿島2番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
2	横山学童保育所	長房町450番地	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
3	みなみ野学童保育所	みなみ野一丁目9番3号	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日

7 特定非営利活動法人 くぬぎだ

(1) 事業内容

ア 事業の概要

特定非営利活動法人くぬぎだは、監査日現在、学童保育所1施設の指定管理業務を行っている。

イ 市との関係

市は、公の施設の指定管理に関する協定書に基づき指定管理料を支払っており、平成26年度の執行状況については次の表のとおりである。

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
櫛田小学童保育所	33,786,306	33,198,446	人件費、おやつ代、維持 管理費、運営費等

(2) 指定管理施設の概要

施設名	所在地	指定期間
櫛田小学童保育所	櫛田町571番地2	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日

8 社会福祉法人 清心福祉会

(1) 事業内容

ア 事業の概要

社会福祉法人清心福祉会は、監査日現在、学童保育所2施設の指定管理業務を行っている。

イ 市との関係

市は、公の施設の指定管理に関する協定書に基づき指定管理料を支払っており、平成26年度の執行状況については次の表のとおりである。

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
高倉小学童保育所 ほか1施設	48,507,380	47,202,454	人件費、おやつ代、維持管理費、運営費等

(2) 指定管理施設の概要

	施設名	所在地	指定期間
1	高倉小学童保育所	高倉町67番地2	平成27年4月1日～ 平成32年3月31日
2	小宮小学童保育所	小宮町1128番地3	平成27年4月1日～ 平成32年3月31日

平成27年度 行政監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査

2 監査のテーマ

協働に係る委託契約について

3 監査の目的

本市は、基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」における「市民と行政の協働」の施策の展開において「協働のための連携推進」を掲げ、市民や団体(以下「市民団体等」という。)との協働を更に進めることとしている。

協働には多様な形態があり、また、市民団体等と市との関係も、公共性が高く市が積極的に関与すべき事業から、市民団体等の自主性に委ね市が一部について協力する事業まで幅広い態様となっている。これらのうち行政の責任において実施する事業については委託の手法が主に選択されていることから、「協働に係る委託契約について」をテーマとし、契約の形態が適正か等を検証することを目的とする。

4 監査の実施期間

平成27年9月2日から同年12月20日まで

5 監査の対象

協働として事業委託契約を締結しているもののうち、主に当該事業について市民団体等が企画・運営・実施を行っているもの。

6 監査の対象所管

監査対象の部課は、次のとおりとした。

- (1) 協働の総括所管である市民活動推進部協働推進課
- (2) 平成27年6月26日付により総合経営部広聴課及び協働推進課が実施した「平成26年度市民参加・協働事業の実態調査」において、協働形態を「委託」として回答した所管

7 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

- (1) 事業委託契約の形態は適切か。
- (2) 市民団体等と市、双方の役割は適切になされているか。
- (3) 協働事業の成果は表れているか。

8 監査の方法

- (1) 前記6監査の対象所管(2)(市民活動推進部、福祉部、医療保険部、子ども家庭部、産業振興部、環境部、資源循環部、まちなみ整備部、道路交通部、生涯学習スポーツ部及び図書館部)のうち、8件の契約(所管は生涯学習スポーツ部)を抽出し、契約関係書類を取り寄せ、内容の確認を行った。
- (2) 上記(1)の全ての所管課に対して、調査票を送付し、回答を依頼した。
(平成27年10月16日～27日)
- (3) 上記(2)により回答された調査票のうち、確認が必要な所管課及び協働推進課に対して、文書又は口頭による質問を行った。

第2 監査の結果

<はじめに>

本市は、平成15年4月にスタートした市の基本構想・基本計画である「八王子ゆめおりプラン」を推進するため、同年8月に全庁的な組織の見直しを実施し、地方分権の推進に向けた政策部門の強化を図ることとし、その一環として市民活動推進部を新設した。また、これに先立ち同年6月に市民の自発的な社会貢献活動を積極的に支援し促進するため、八王子市市民活動支援センター(以下「支援センター」という。)を設置し、市民協働社会の構築を推進してきた。加えて、市民活動推進部協働推進課においては、平成17年4月に「職員のための協働ハンドブック～新しい時代にふさわしい創意にみちた協働のまちを目指して～」(平成27年4月内容更新。以下「ハンドブック」という。)を発行し、全職員を対象に協働の理解を深める研修を実施してきた。

そして、平成25年4月にスタートした新たな基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」においても、「市民と行政の協働」の施策の展開において「協働のための連携推進」を掲げ、様々な市民や団体(以下「市民団体等」という。)と市との協働を推進してきたところであり、現在では、地域による公園・緑地の管理運営、青少年の育成事業、防犯活動、団体による多文化共生事業への取組等が行われているところである。

これら協働事業には、様々なパートナーや事業内容があり、ハンドブックによると、①委託 ②補助 ③共催 ④後援 ⑤事業協力 ⑥アドプト制度 ⑦政策提言 ⑧情報交換・情報提供 ⑨実行委員会の形態が掲げられている。また、市民団体等と市との関係についてみると、公共性が高く市が積極的に関与すべき事業から、市民団体等の自主性に委ね市が一部について協力する事業まで幅広い態様となっている。

今回の監査は、これらのうち行政の責任において実施する事業として委託の手法が主に選択されている「協働に係る委託契約について」をテーマとした。監査を行うに当たっては、毎年度、総合経営部広聴課及び協働推進課が合同で実施している「市民参加・協働事業の実態調査」において、「協働事業を行っており、その中で協働の形態が委託である。」と回答をしている事業を対象に、当該事業の契約の実態や傾向を全体的に把握するための照会(以下「協働事業に関する調査」という。)を実施するとともに、市民団体等が企画・運営・実施を行っているとする一部の所管課から契約書類を取り寄せ、その内容について聴取した。

以下に監査の結果について述べる。

<現状分析>

「協働事業に関する調査」において、協働事業における委託契約の実態や傾向のうち、協働を推進するための取組の具体性及び実行性の観点から注視した点について、次に述べる。

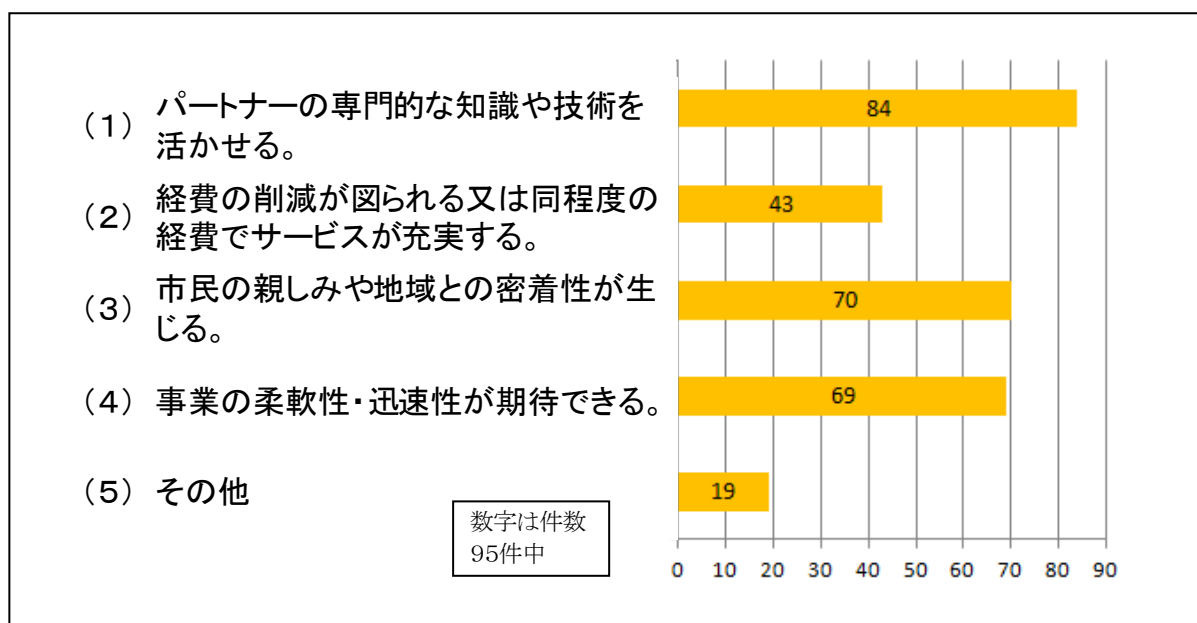
1 協働の理念と取組について

協働推進課が発行したハンドブックによると、「協働」とは「地域のさまざまな問題や課題を解決するために、異なる組織が、それぞれの特性を最大限発揮して、協力・協調していくこと。」とあり、その協働の一形態である委託に関しては「パートナーの特性を十分に活用して、より効果的な取り組みを進めるために業務を委託するもの」と定義している。

そこで、ハンドブックに掲げる協働の理念が、委託契約の内容にどこまで具体的に反映されているか分析した。

<設問1について>

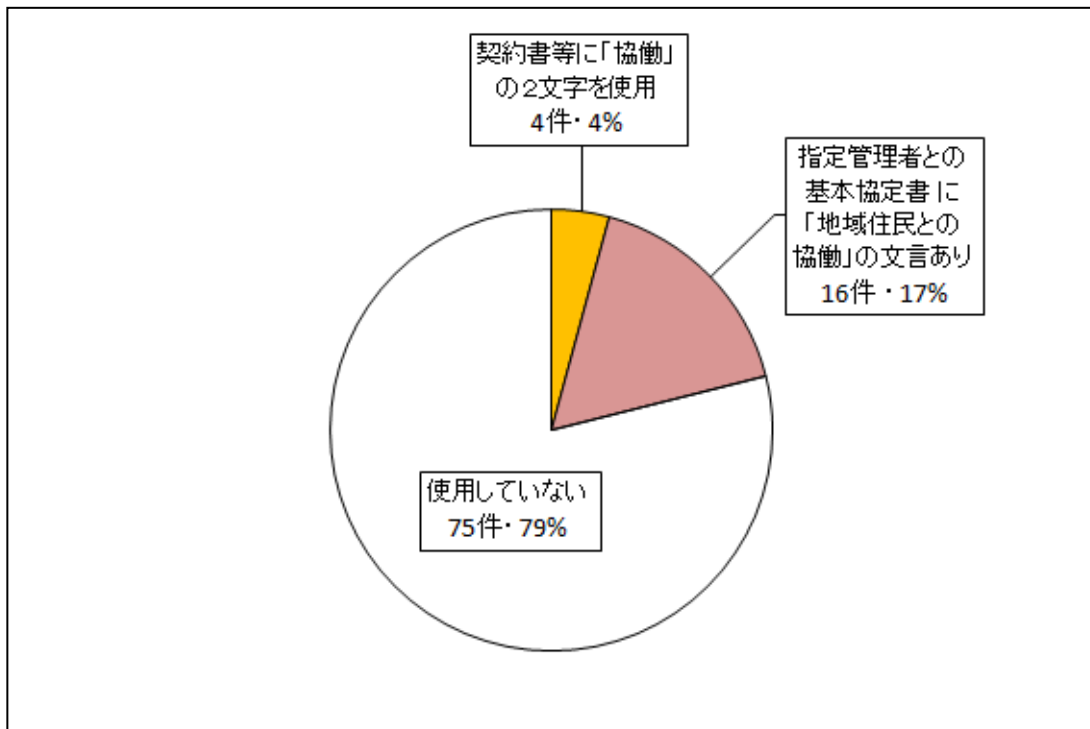
《協働で実施する理由を次の(1)～(5)の項目から選択してください。》



協働で実施する理由を選択式(複数回答可)で質問したところ、「パートナーの専門的な知識や技術を活かせる。」との回答が最も多かった。これは、公共サービスに関わる課題が今後ますます増大し、複雑化していく中で、市民団体等が有する専門的な知識や技術などの特性を活かし、よりの確で質の高い公共サービスの提供につなげることが可能な協働という形態が事業の実施に適していたことがうかがえる結果となった。

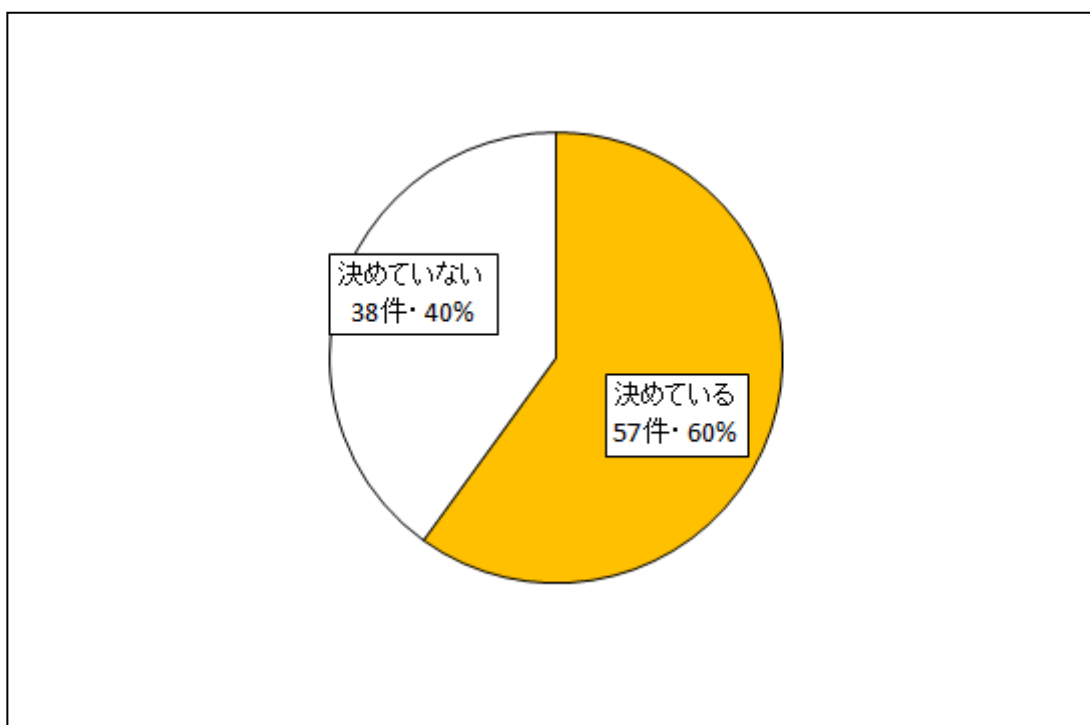
<設問2について>

《契約書等に「協働」の2文字を使用していますか。》



<設問3について>

《相手方と役割分担(準備品の分担も含む。)を決めていますか。》

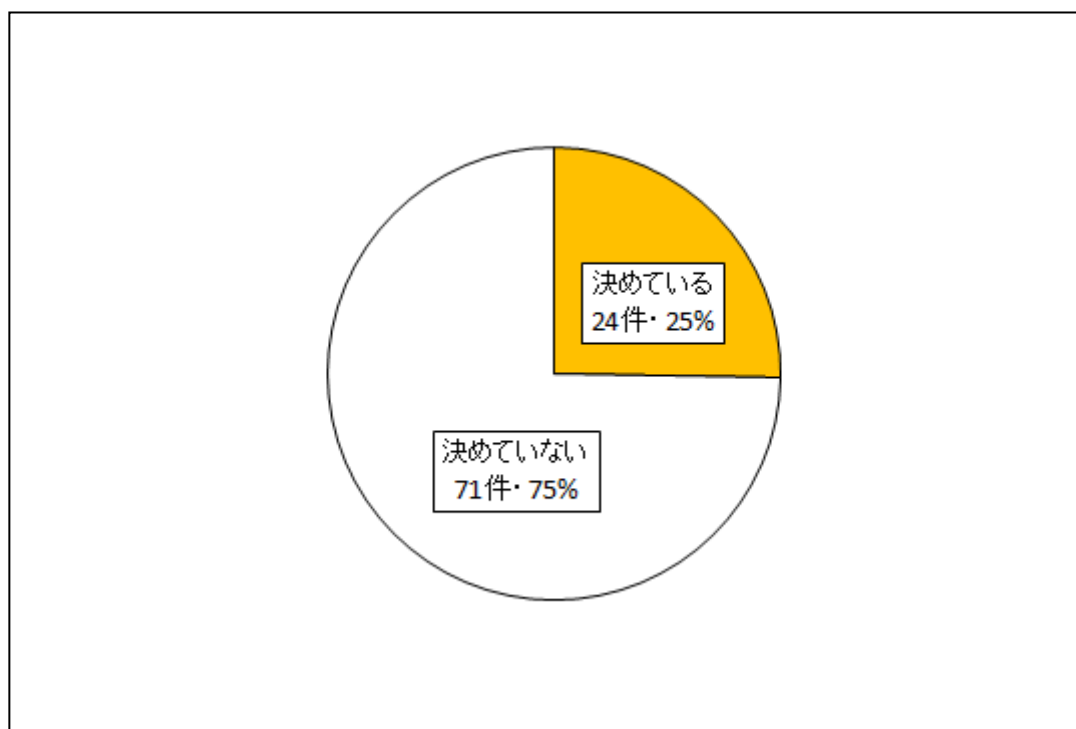


契約書等に「協働」の2文字を使用しているか質問したところ、79%が「協働」の文字を使用していなかった。使用していない理由として、「契約条文中に「協働」をうたう必要がないため、使用していない。」との回答が最も多かった。また、40%が契約の相手方との役割分担を決めていないとの回答だったが、これらの中には、市民団体等が単独で主体的に活動してきた事業をベースに市との協働事業に発展しているもの(以下「市民活動先行事業」という。)も多く、この場合は自ずと市民団体等と市との役割分担が定着しているために、役割分担を決めていないとの回答に至った事例も一部見受けられた。

本来ならば、契約書等に「協働」の趣旨を明示し、又は項目を盛り込むことや役割分担を明示することは、協働により取り組む意識と明確な役割分担を市民団体等と市が互いに認識し、ひいては責任を担保することにつながる重要なものであると考えるが、現在、協働による契約を想定した契約書等の書式がなく、一般の委託契約書を使用しているため、「協働」の文字を使用していない、役割分担を決めていないといった回答結果につながったと考えられる。

<設問4について>

《相手方の選定基準・選定方法を決めていますか。》



協働の相手方の選定基準・選定方法を決めているかの質問に関しては、75%が選定基準等を決めていないとの回答であり、そのうちの大部分は、相手方を指定する一者特命による契約であった。一者特命による契約の手法は、地方自治法施行令で定めている随意契約方式であり、協働事業における一者特命の理由の大部分は「契約の性質又は目的が競争

入札に適しない場合」とする回答であった。本市の「委託・役務・物品購入契約における随意契約のガイドライン」(※平成18年1月5日財務部契約課長通知)においては、一者特命の契約を例示しており、「業務上の経験、知識を特に必要とする場合又は業務内容等に精通した者に行わせる必要がある場合」が挙げられていることから、市民活動先行事業については、これが協働事業の選定理由になっていると思われる。

このほか、選定基準等を決めているとする回答には、指定管理における既定の選定方針及びプロポーザル方式による評価基準表によるものがあつたが、その中に協働事業のために作成した専用の選定基準等はないことも確認された。

※当該ガイドラインの内容は、平成27年4月に一部改正されているが、本調査対象の事業は26年度の事業であるため、改正前のガイドラインを引用した。

2 委託契約における相互(市民団体等と市)の関係性について

現在の委託契約における相互の関係性については、

(1) 市民団体等と市との協働

(2) 市が市民団体等に対して地域住民等の第三者との協働を求めるもの

の2種が挙げられる。この2種について、どこまで明確に協働事業を位置付けているか分析した。

(1)の「市民団体等と市との協働」については、上記1設問2及び3に関連して述べたとおりであり、「協働」の文字を使用していないものや役割分担を決めていないといった協働事業の位置付けが明確となっていない事業も見受けられたが、一部の事業には市民活動先行事業として協働に位置付けられている事例があつた。

また、(2)の「市が市民団体等に対して地域住民等の第三者との協働を求めるもの」については、指定管理における施設等の運営において、基本協定書に「本業務の実施にあたり、地域住民との連携及び協働を図り、地域の実情に即した事業運営に努めなければならない。」と規定しているものを協働の一種として位置付けていた。これは、指定管理者という民間セクターによる公の施設の管理において、地域住民との協働を担保するという、市とすれば間接的な協働形態であるが、施設の特性によっては有効な手法であると考えられる。しかし、中には、単に定型的な施設管理を行うだけの事業についても協働として位置付けていたものもあつた。

これらのことから、協働事業の位置付けは、回答する所管課又は職員によって、捉え方が異なっており、協働をかなり広い範囲で捉えていることが確認された。

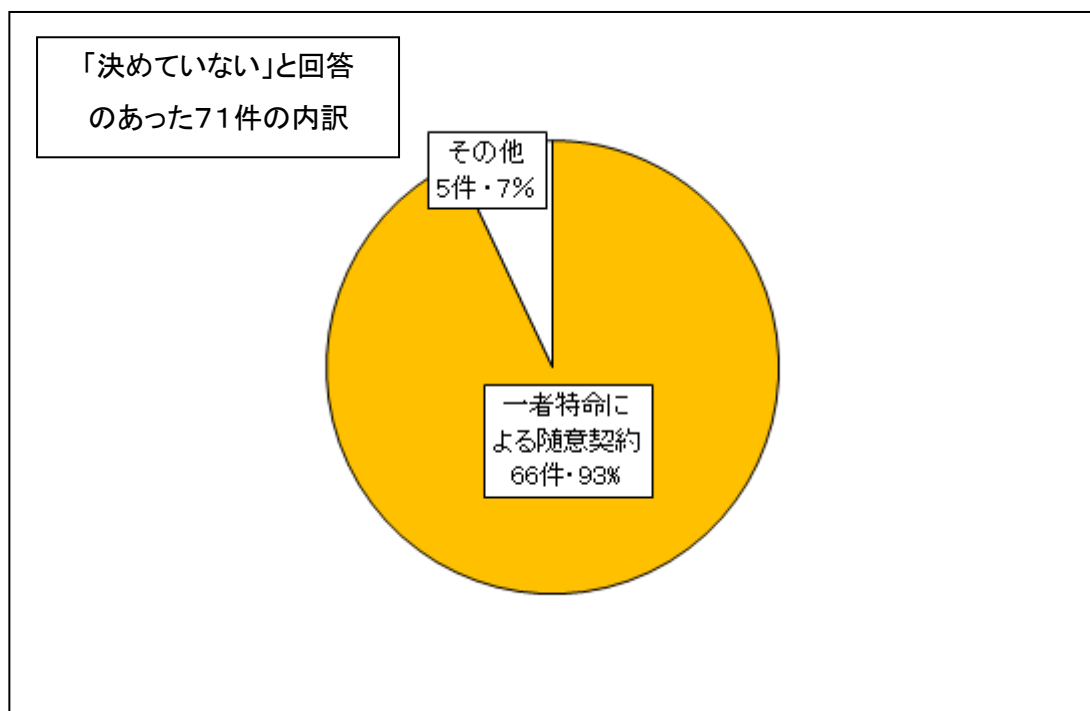
3 協働における市民団体等(パートナー)の選定について

今回の「協働事業に関する調査」に関連して所管課にヒアリングを行ったところ、協働で事業を執行している一部の市民団体は、団体の特性を發揮し、きめ細やかで柔軟な対応により事業を行っている事例があるものの、一部の市民団体においては、人材の不足等の理由により事業の遂行が困難になっている実態があることが聴取により確認された。

協働事業を始めるに当たっては、まず、事業が協働にふさわしいかどうかを判断し、次に協働のパートナーを選定する(市民団体等から提案のあった事業については、事業規模及び実施体制の確認を行う)こととなる。

<設問4>

《相手方の選定基準・選定方法を決めていますか。》



今回の調査結果において、委託の相手方は一者特命の随意契約が多くを占めていたが、パートナーの選定に際しては最も適した団体を選定することが必要である。また、互いに目的を共有し、協力し合う意思があるかどうかの確認はもちろんのことであるが、事業を確実かつ継続的に遂行できる規模、組織力、経験、運営状況なども双方で十分に確認する必要がある。そのためには、パートナーとの約束事やルール等、明確な基準が必要ではないかと考える。

しかし、中には事業開始時においては、規模等について十分な能力を有しているとはいえない場合もあり得るが、その団体との協働によって大きな成果が得られると考えられる場合には、その不足する部分を市が補うといったことも考えておかなければならない。

4 まとめ

今回の調査等により、先の広聴課及び協働推進課が合同で行っている「市民参加・協働事業の実態調査」において、「協働の形態は委託である。」と回答しているものについては、総じて協働をかなり広い範囲で捉えていることが確認された。「市民と行政の協働」の構築に当たっては、職員の協働に対する理解や意識によってその実行性は大きく左右されるものであるが、現状においては協働の形態に適した事業は多いものの、今回の「協働事業に関する調査」にみられる範囲では、ハンドブックに掲げる協働の理念が、職員に十分認知されていない状況にあった。また、現行の選定基準等や契約書等に協働の理念が反映されていないために、パートナーとの約束事やルール等の明確な基準がなく、かつ、協働に適した書式が整っていないことは、協働を推進するための取組の具体性及び実行性が確保されているのか憂慮するところであった。

<意 見>

今回の「協働事業に関する調査」の結果を勘案し、協働を更に推進し、また、今よりも一歩進んだ協働への取組をも視野に入れて取り組んでいくためには、次の事項について整理することが必要であると考えます。

- (1) 委託の形態により協働事業を実施する際は、協働の理念をしっかりと認知した上で事業に当たるよう、職員の協働に対する意識をより向上させること。また、協働事業全般にもいえることではあるが、そのきっかけとなる市の関係所管と市民団体等とのマッチングやコーディネートを行う機能を更に強化することにより、協働事業を行う上での基盤整備を拡充すること。
- (2) 協働事業を行う際の具体的な約束事やルールを明確にするため、委託契約書の補完的役割を果たすパートナーシップ協定の締結や更に進めた協働契約のあり方について確立すること。

以下に意見要望として詳しく述べる。

1 協働をより推進するための基盤整備について(意見要望)

協働は、それ自体が目的ではなく、「市民主体のまちづくりや住民によりよいサービスを提供するための取組手法のひとつ」であり、手段である。

上記(1)「協働事業を行う上での基盤整備を拡充すること。」とは、その手段を整備するというものであり、協働をより推進するために、本市がまず取り組むべき事項であると考えます。

ハンドブックについては、発行から既に10年以上経過しているが、ここに書かれている協働の理念は、現在でも的確なものであり、また、若手職員を対象に毎年、ハンドブックを使用した研修を行っていることは評価できる。しかし、前述のとおり、「協働事業に関する調査」の結果からみた限りでは、委託の形態により実施する協働事業に関しては、一般的な委託者と受託者という関係性に捉われがちとなり、協働事業ならではの理念や形態というものを職員がしっかりと理解し、意識した上で、事業に反映していたとはいえない状況であった。また、開始当初は相互に約束事などを確認し合えた市民活動先事業であっても、年数の経過や市側の人事異動等に伴い、今後、協働の意識が風化していくおそれもある。このようなことから、今まで以上に職員全体の意識の向上を図るとともに、このハンドブックを実践で活用していくことが必要と考えます。

一方、「八王子ビジョン2022」では、「市民と行政の協働」において、支援センターのコーディネート機能の強化を図り、市民団体等との協働を更に推進するとしているところである。

支援センターが、そのコーディネート機能をより円滑に発揮するためには、市の関係所管が明確であるものを除き、支援センターの担当所管である協働推進課も市側のコーディネー

ターとなり、市民団体等と関係所管とのマッチング機能を更に高めていくことが重要である。そのためには、支援センターの有する情報を、市全体で共有できる仕組みづくりが必要と考える。

今後、協働をより一層推進していくためには、以上のように、職員の意識の向上を図ること、マッチングやコーディネートを行う機能を更に強化することなどのソフト面における基盤整備を拡充することが重要であるため、協働の総括所管である協働推進課により具体的な取組を推進するよう要望する。

2 協働契約の実現に向けて(意見要望)

本市では、地方自治法をはじめとする法令や八王子市契約事務規則(以下「契約事務規則」という。)等に基づき、契約の事務処理を行っている。法令によると、売買、賃貸、請負その他の契約においては、一般競争入札を原則とし、随意契約については、一定の条件に該当するときのみ行うことができるとされている。本市においても契約事務規則に同様の定めがあり、公平性や経済性を重要視して契約事務を行っている。現状において、本市で行っている委託契約といえば、民法上の請負契約がほとんどであり、これは「当事者の一方がある仕事を完成することを約束し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払うこと」を約束する契約である。

地方自治法等の現行の契約に関する法体系は協働事業の契約については想定していないこともあり、本市では、協働事業と通常の委託契約との区別をせず、同一の契約書の様式及び約款を使用している。このため、請負契約については、現場での指示がなくとも業務を行えるよう仕様書を詳細に作成すること、契約締結の際には人件費、間接費等の経費の内訳を記した委託内訳書の徴取をすることなどが、本市の契約事務の主管課である財務部契約課から通知されているが、協働事業においては、事業の実施過程において仕様を変更する可能性や、パートナーに現場での判断を任せる場合もある。また、現在の契約書の様式及び約款では、委託者と受託者という立場となってしまう、事業を協働で実施することが明らかになっていないことなど、協働事業に必要な配慮がなされておらず、本来の協働が行いづらい状況にある。更に、契約期間終了後に市に提出する書類についても、仕事の完了を確認するため業務完了報告書の提出を原則としているが、協働事業では、成果も重要であるものの、事業実施のプロセスを示した事業計画書及び事業報告書やパートナーの収支状況を示した決算書などの書類についても、確認が必要となる場合もあると考えられる。

一方、他の地方公共団体では、市と協働のパートナーとが対等な立場で事業を推進するために、事業目的や互いの役割分担について記載した協定等(いわゆるパートナーシップ協定や協働契約と呼ばれているもの)を締結しているものがある。本市では様々な協働事業を行っており、その形態も多様であるところから、事業執行において従来の請負契約による方

法を否定するものではないが、本市においても、前述のように、現状の規程と協働の実態との
かい離がみられるといった問題があり、新たな協働契約に関する制度を整備する必要性を感じ
るところである。

については、協働推進課においては、新しい協働契約というカテゴリーを確立させ、市として、
標準的な協定書、契約書等の様式又はガイドラインを作成し、全庁的に示していくことを要望
する。

なお、その際には、協定書等には個人情報保護、リスク管理など、請負契約と同様に記載
するものがあること、業者ではなく市民を相手方とすることが多いことから簡潔で平易な語句
を用いること、事業目的や役割分担など協働事業で必須となる事項等を記載すること及び事
業終了後には協働事業として双方で評価(今後の課題の共有やその改善のための話し合
い等)を行うこと並びにパートナーの候補に複数の団体が存在する場合には企画提案型による
公募方式の採用も考えられることに留意されたい。

<終わりに>

地方自治法によると、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地
域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とされている。
一方、協働は、地方分権の進展に伴い、従来は地方公共団体のみが担っていたこの役割
について、市民の主体的な参加により、共に地域住民の福祉の増進を図るという取組であ
る。

本市でも協働社会の実現に向けて、様々な事業の執行に当たり多様な形態において協働
を進めてきた結果、多くの協働事業が定着したところである。

これからも、全市一丸となって協働事業に取り組み、協働によるまちづくりが更に進展され
ることを願うところである。

第3 調査の結果

「協働事業に関する調査」について

- (1) 調査事業 協働事業に関する調査

- (2) 調査目的 本市では市民との協働によるまちづくりを目指しており、その手法の一つである委託による協働の形態を取っている事業が多くあることから、今年度の行政監査のテーマを「協働に係る委託契約について」としたところであるが、委託による協働形態の内容には、運営のみを委託する場合や、企画などの立案段階から事業のほぼ全てを委託する場合などの様々な内容が存在していることから、協働に係る全ての委託契約の実態や傾向を全庁的に把握することを目的とする。

- (3) 調査対象 平成27年6月26日付により広聴課及び協働推進課が実施した「平成26年度市民参加・協働事業の実態調査」において、協働形態を「委託」として回答した事業(97事業・23所管)及び委託の協働形態により平成27年度に開始した事業

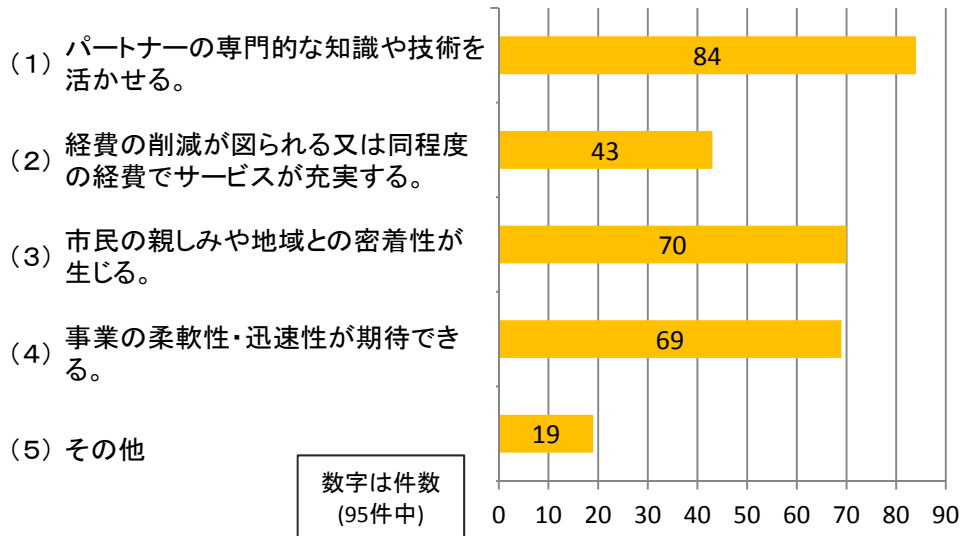
- (4) 調査期間 平成27年10月16日(金)から同月27日(火)まで

- (5) 回答方法 電子メール又は文書による回答

- (6) 回答結果 ① 回答数 95事業
(平成27年度に開始した事業としての回答なし。2事業については、平成27年度より委託事業でなくなったため回答なし。)
② 回答結果 別紙のとおり

協働事業に関する調査結果

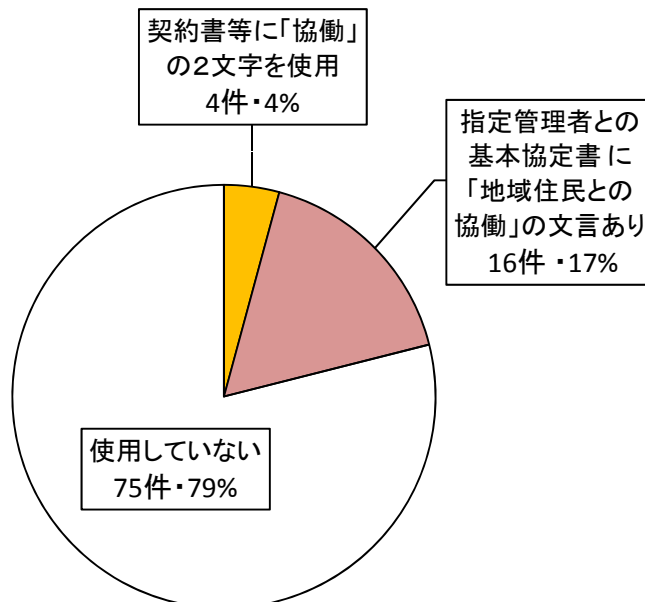
設問1 協働で実施する理由を次の(1)～(5)の項目から選択してください。
(選択式、複数回答可)



上記設問で、(5)その他として記載された主なもの

- ・市民満足度調査を実施。 …… 5件
- ・住民自治の意識が高まる。 …… 2件
- ・仲間意識の醸成と活動の促進が図れる。 …… 2件

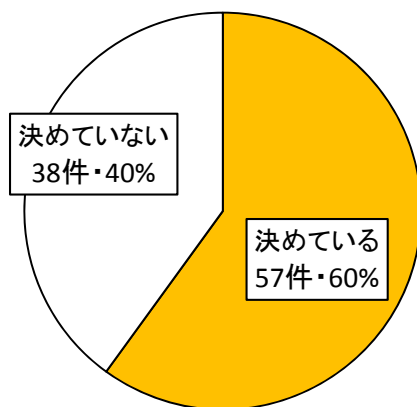
設問2 ① 契約書等に「協働」の2文字を使用していますか。



② 使用していない場合は、その理由を教えてください。

- ・契約条文中に「協働」をうたう必要がないため。 …… 54件
- ・一者特命による業務委託であるため。 …… 19件
(一者特命であることの理由を記載したものを含む。)
- ・その他 …… 2件

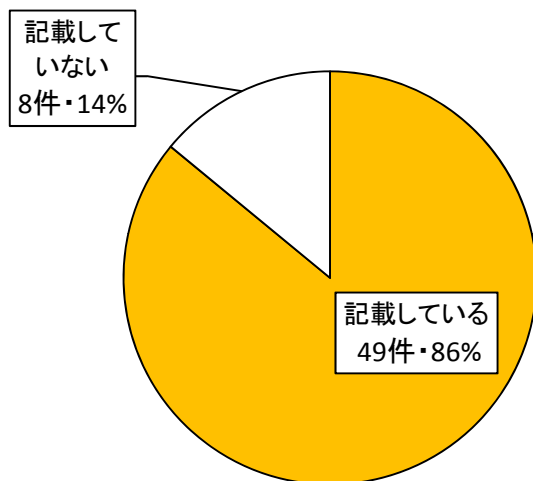
設問3 ① 相手方と役割分担(準備品の分担も含む。)を決めていますか。



② 決めていない場合は、その理由を教えてください。

- ・受託者が事業のすべてを担うため、市と役割を分担していない。 ... 37件
- ・「協働」の内容が様々なため具体的に定めることは難しい。 ... 1件

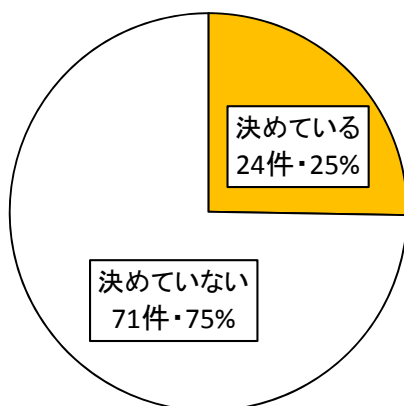
設問3-2 ① その分担の内容を契約書等に記載していますか。



② 記載していない場合は、その理由を教えてください。

- ・実務上は分担している。 ... 2件
- ・事前の協議で分担を決めているため。 ... 2件
- ・記載していない理由は特にない。 ... 2件
- ・その他 ... 2件

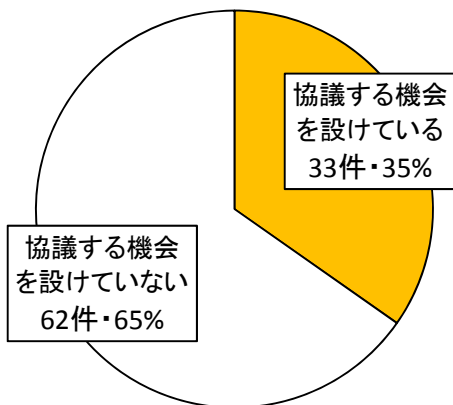
設問4 ① 相手方の選定基準・選定方法を決めていますか。



② 決めていない場合は、その理由とどのように選定しているか教えてください。
※一者特命の場合は、契約時の指定理由書を提出してください。

- ・一者特命による随意契約 …… 66件
- ・指名競争入札 …… 3件
- ・契約締結決裁にて意思決定 …… 2件

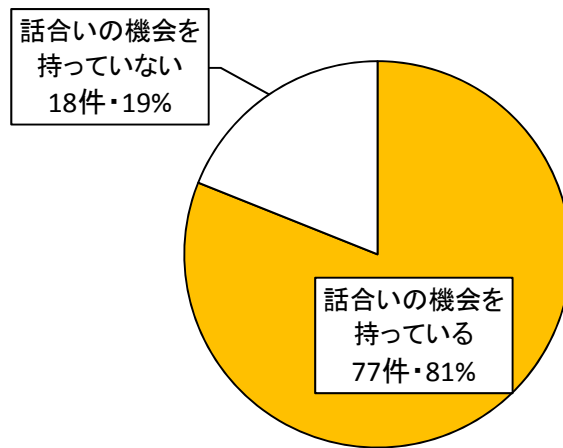
設問5 ① 事業経費及び事務分担について、契約に至るまでの間、その内容を協議する機会を設けていますか。



② 協議している場合は、具体的な内容とそのプロセス(事務の流れ)を教えてください。
※単に見積書依頼段階の条件面等の協議ではなく、協働の趣旨で進める協議を意味します。

- ・委託事業確認書に基づき協議する。 …… 12件
- ・事業計画提出時に協議する。 …… 6件
- ・必要に応じてその都度協議する。 …… 5件
- ・毎月1回(1回以上)協議する。 …… 3件
- ・団体の企画内容を基に協議する。 …… 3件
- ・その他 …… 4件

設問6 ① 事業終了後に今後の課題の共有やその改善のための話し合いの機会を持っていますか。



② 話し合いがなければ、その理由を教えてください。

事業終了後の話し合いの機会を持っていないと答えた18件を次の2つに分類して集計した。

②-1 事業終了後ではなく、別の形で話し合いの機会を持っているもの

- ・課題があれば、その都度相談や協議をしている。 … 10件
- ・定期的に話し合っている。 … 1件

②-2 まったく話し合いの機会を持っていないもの

- ・例年同じ事業内容で実施しているため。 … 6件
- ・特に事業終了後の話し合いを要しなかったため。 … 1件



Q1. 「協働ってなに？」

A1.

「市民との協働」など、今「協働」が地域社会や行政を語るうえで、重要なキーワードとなっています。しかし、その「協働」はさまざまな意味で使われているのが現状です。本書では組織と組織の関係に重点を置き、次のように定義します。

協働ハンドブックにおける協働の定義

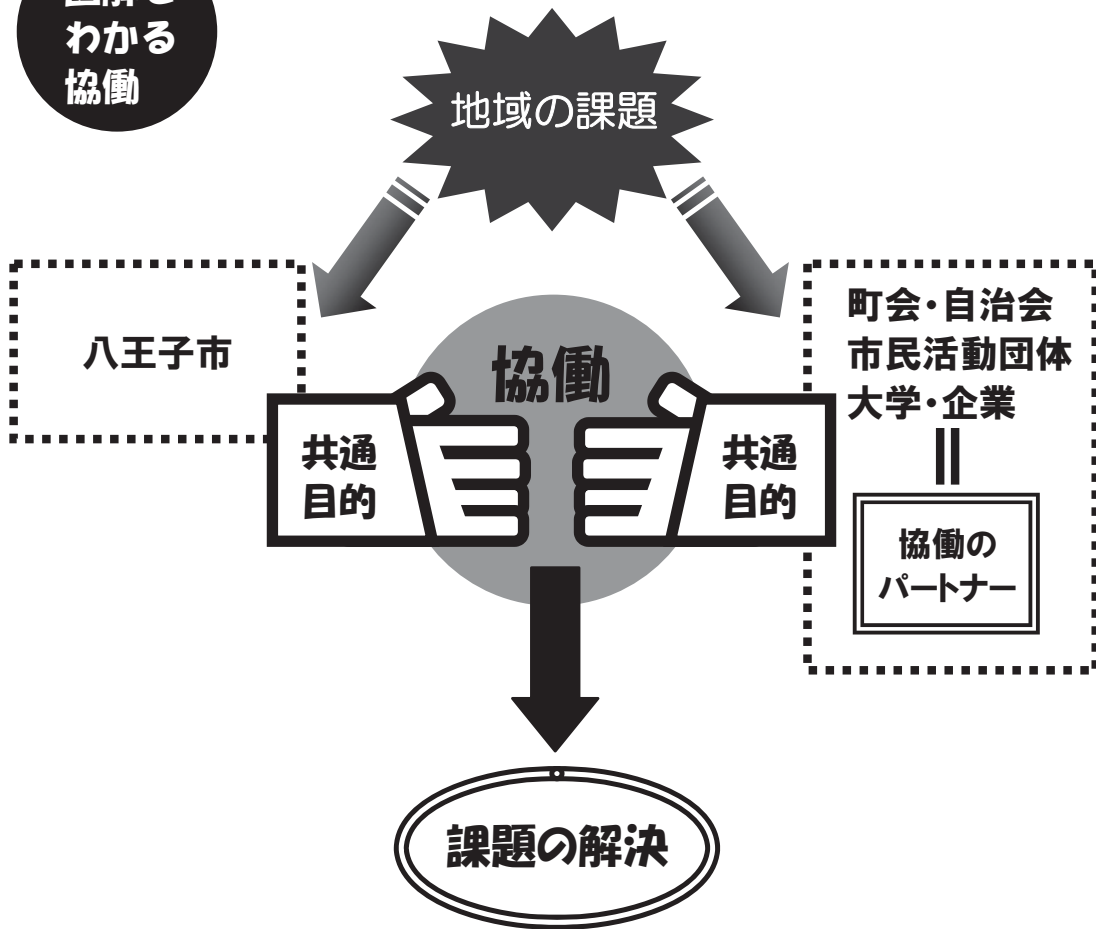
地域のさまざまな問題や課題を解決するために、異なる組織が、それぞれの特性を最大限発揮して、協力・協調していくこと。

関連する市の発行物を読みましょう



「行政と市民活動団体(NPO)との協働に関する基本方針」
(平成14年2月)

図解で
わかる
協働



協働
コラム



協働は目的でなく手段

協働は、それ自体が目的ではなく、「市民主体のまちづくりや住民によりよいサービスを提供するための取組手法のひとつ」です。

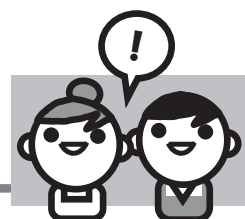
八王子市が行う事業の中には、市が単独で実施した方が効果的なものもあります。

また、逆にパートナーが独自に行った方が効果的な事業もあり、市のかかわり方に留意する必要があります。

そのことを十分踏まえたうえで、協働を進めていくことが必要です。

***参画とは・・・**

まちづくりなど市政の課題について、主に計画や評価段階で、今後の方向などについての意思形成過程にかかわること。





Q2. 「なぜ協働が必要なの？」

A2.

①市民ニーズに沿ったサービスが

効果的に行えるようになるからです。

地域の実情に即したきめ細やかな対応、住民同士の目配りや支え合いができる町会・自治会や多様で先駆的なサービスを柔軟かつ迅速に提供することができる市民活動団体、また、より専門性を持った大学や企業と協働することにより、市民ニーズに沿ったサービスの提供や地域の課題解決などが効果的に進められるからです。

②「市民主体のまちづくり」が進められるからです。

市民が八王子市と協働して、公益的な活動を、責任を持って継続して行うことで、より地域づくりの主体となり、市民が自らの手でまちづくりを行う住民自治の実現につながります。

協働コラム

経費削減が目的ではありません。



「市は経費削減のために協働といっているのか」市民の方からこのような質問を受けることがあります。

しかし、協働は経費削減や市が果たすべき役割と責任を軽減することを目的として行うものではありません。

確かにパートナーは利益の追求を目的としていないことから、営利企業等に比べて低いコストでサービスを提供したり、同じコストでも質の高いサービスを提供できる可能性はあります。また、行政側にとっても、協働を進めるには既存のシステムの見直しが必要となるため、機能のスリム化やサービスの効率化が図られることとなり、結果的に経費の削減につながっていくことは考えられます。

ただ、それは結果として生じるものであり、協働の二次的効果として捉えるべきものです。

協働が必要とされる背景

行政の限界

多様化、複雑化する市民ニーズや地域の課題に的確に対応していくためには、公平性や平等性を原則とする**行政の限界や財政面での制約**などから、これまでの画一的な行政サービスでは難しくなっています。

新たな公共サービスの担い手の誕生

地方分権による地方自治の形成には、自らの暮らしの課題について、自らが取り組むという姿勢を持つ自立した市民の存在が不可欠です。そのような中、**自治意識を持った自立した市民**による公益的な活動も広がってきており、市が今まで行っていた公共サービスの中にも、市民自らが行ったほうが効果的なものもあります。

阪神・淡路大震災が起きたのは平成7年。その時期と前後して、福祉、環境、まちづくり、教育、国際協力などさまざまな分野において、市民活動団体が活動を展開するようになりました。その後、平成10年に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行され、市民活動団体に法人格が与えられたことにより、団体の活動がより活発化しています。



チェックしてみよう

内閣府ホームページ

(<https://www.npo-homepage.go.jp/>)

「市民みんなに関わること」を行政と地域で協働して支える『新しい公共』の考え方により、町会・自治会や市民活動団体、社会貢献に取り組む企業や高度な研究基盤を持った大学などが、公共サービスの新たな担い手として、また、市民にまちづくりへの参加の機会を与える組織として、地域のなかで重要な役割を果たしています。

*NPO

「Nonprofit Organization」の略で、「民間非営利団体」などと訳される。「非営利」とは、無償で活動を行うことではなく、利益を構成員間で分配しないことを意味している。

～行政と市民活動団体(NPO)との協働に関する基本方針～





Q3. 「協働により期待される 具体的効果は？」

A3.

協働によりパートナー、八王子市に以下のような効果が期待されます。



サービスの向上

ニーズに合ったきめ細やかで柔軟な公共サービスが受けられるようになります。

市民参加の促進

パートナーが公共サービスの担い手として機能していくことにより、広く市民の間に自治の意識が高まり、市民主体の地域社会の形成が図られます。

雇用の機会の拡大

市民活動が活発化することにより、新しい雇用の機会の拡大が期待できます。



活動の充実

地域での公益的な活動を主体的に担っていくことができます。

活動の広がり

地域を代表する重要な組織として、地域住民の加入促進にもつながり、活動の幅も広がっていきます。

市民活動団体



活動の充実

市民活動団体が掲げる社会的な使命をより効果的に実現できるようになります。

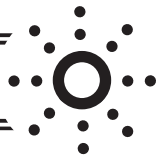
活動の広が

市民活動団体に対する住民の理解や評価が高まる機会となり、活動の場や幅が広がります。

活動基盤の強化

事業報告や会計処理などを適切に行う必要が生じることから、マネジメント力や事務処理能力が向上するとともに、活動資金の増加などにより活動基盤が強化されます。

大学・企業



社会貢献

公共サービスの充実に貢献することで社会的責任を果たすことができ、イメージアップにもつながります。

八王子市



市民ニーズへの対応

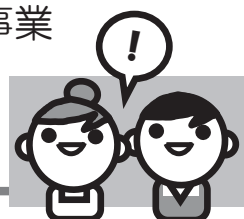
パートナーの特性を活かすことにより、多様化、複雑化する市民ニーズに対応することができます。

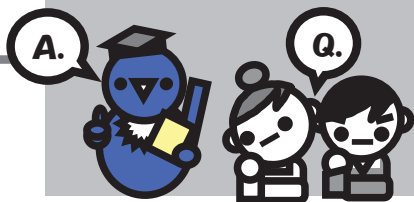
効果的な施策の展開

人、物、金、情報など社会資源の有効活用が図られ、より的確な施策の展開が可能になります。

スリム化

お互いの役割分担を明確化しながら、既存事業の見直しをしていくことによりスリム化・効率化が図られ、体質改善の契機となります。





Q4.

「協働を進めていくうえでの 基本的原則は？」

A4.

パートナーと八王子市の相互のルールとして次の**5つの基本的な原則**があります。協働を進めていくためには、この原則をお互いに理解することが重要です。

①相互理解

相互の特性（長所や短所）を理解し尊重し合う。

②自主性の尊重

市は、パートナーの活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重する。

③対等な関係

お互いが上下の関係ではなく、横の関係を保つことに心がける。特に市は、パートナーへの支援者としてではなく、同じ地域づくりの当事者としての意識を持つ。

④相互自立

どちらかに依存するのではなく、お互いに自立した関係を保つ。

⑤情報の公開

説明責任を遂行し、協働についての社会的理解を得るように努める。また、協働の機会を広く確保する点からも、協働の過程や結果についての情報を積極的に公開していく。

協働コラム



対等な関係とは？

協働事業を行う際に、全て平等に役割(仕事)を担うということではありません。

協働による効果を最大限に高めるには、お互いが持つ力を十分に活かし、相乗効果を発揮することが必要であり、そのためにも主従の関係で起こりがちである一方の意見や特性がかき消されてしまうことがないような関係を意味します。

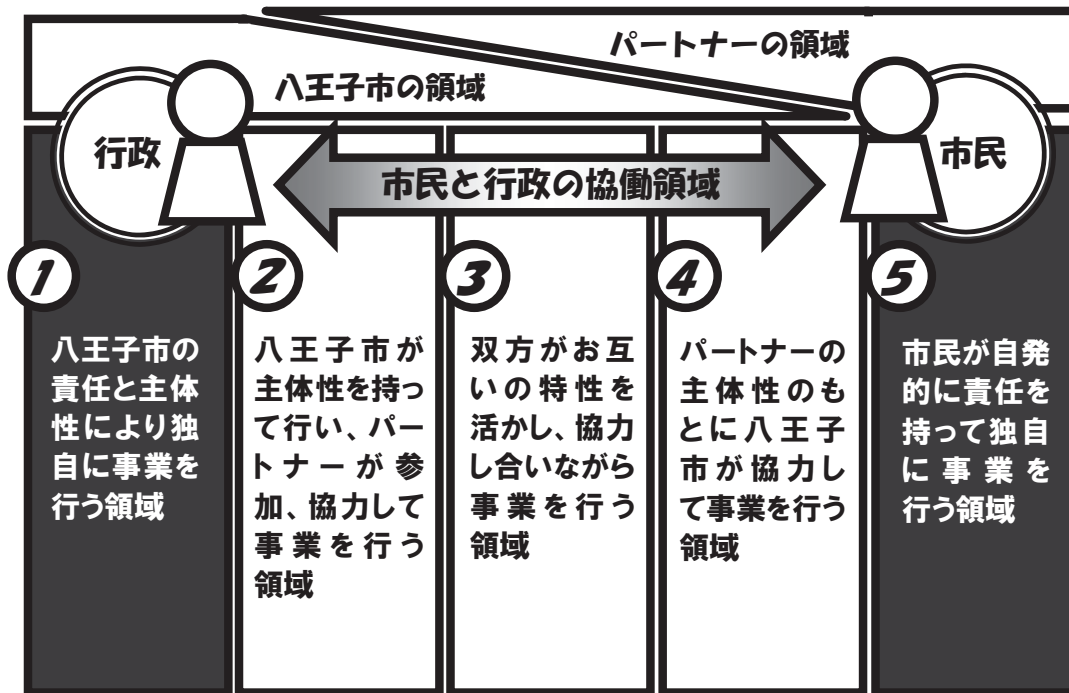


Q5.

「協働に適した活動領域は？」

A5.

パートナーが行っている取り組みや事業には、社会性や公共性を持つものがあり、八王子市が行っている施策や事業と目的、対象が重なり合う領域があります。こうした重なり合う領域を協働で実施できるかどうか検証してみましょう。



パートナーと八王子市が受け持つ領域で、お互いに重なり合う②～④の部分が協働の可能性のある領域となります。



Q6.

「協働に適した事業とは？」

A6.

協働を行うパートナーと八王子市とが、双方の知識や技術・経験を持ち寄り、効果的、効率的に実施することにより、市民の参加が期待でき、なおかつ市民への**サービスの質と量が向上**する事業です。

	事業の分類	具体例
1	コミュニティの形成や醸成が期待でき、市民参加の拡大や、まちの活性化につながる事業	イベントの企画運営、公園等公共施設の管理運営
2	市民が相互に支え合う、共生、共助を基本とした活動が展開される事業	アドプト制度、地域の美化活動、高齢者支援事業
3	特定分野の専門性など、パートナーの特性が十分に発揮され、市とは異なる発想での事業展開が期待できる事業	相談事業、情報提供事業、政策提案事業、調査研究事業
4	地域やサービス対象者の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応が必要とされる事業	コミュニティ施設の管理・運営、地域防犯・防災事業、障害者福祉事業、子育て推進事業
5	状況に応じて迅速に対応する必要がある事業	災害時におけるボランティアコーディネート事業
6	今まで、市が取り組んだことのない先駆的な事業	

協働して実施した方がメリットのある事業は、この表の事業だけではありません。

皆さんの職場で取り組んでいる、あるいはこれから取り組もうとしている事業について、改めて考えてみてください。



Q7. 「協働事業を実施するために検討すべきことは？」

A7.

協働を推進していくためには、新たに取り組もうとする課題への対応や既存の事業について、その実施方法を次のような視点で検討する必要があります。

- ①八王子市の責任と主体性により、独自に行った方がよい事業なのか？
- ②パートナーとの協働で行った方がよい事業なのか？
- ③市民が自発的に責任を持って独自に行った方がよい事業なのか？

検討 フロー

- ▶ 新たに取り組もうとする課題への対応
- ▶ 既存の事業



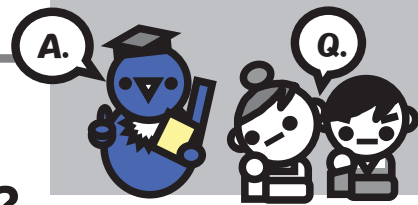
パートナーと協働で行った方がよい事業か？

以下の項目を総合的に判断

- ・市民のニーズに合ったサービスが提供できるか。
- ・協働で実施した方が効率的かつ効果的か。
- ・協働で実施した方が質やサービスの向上が望めるか。
- ・協働した場合のメリットがデメリットより大きいのか。
- ・パートナーの特性が発揮できるか。

YES ↓
協働事業として
実施

NO ↓
市民が独自に実施
できるよう後方支援



Q8. 「協働事業を進めて いくうえでの注意点は？」

A8.

協働事業を進めていくうえで、一番重要なのは、相互理解、相手を知ろうとする意識です。理念編9ページの協働の基本的原則に基づき、事業を行ってください。具体的なチェックポイントは下記を参考にしてください。

チェックポイント

項目	内容
役割分担の明確化	相互の特性（長所や短所）を理解し、尊重することにより、果すべき役割や責任分担を明確にし、協働の取り組みを展開させる必要があります。
目的と目標の共有	協働して実施する事業の目的や目標を、パートナーと共有し、合意形成を行いながら取り組みを実践することが重要です。
情報の共有	お互いの情報を出し合い、共通認識のもと、事業を実施していく必要があります。特に市は、必要な情報をパートナーに伝えるように配慮すると共に、地域情報を積極的に収集していくことが重要となります。

*評価編37ページの「協働事業のチェックシート」を活用し、計画段階、事業実施段階、事業終了後に評価を行うことが大切です。
詳しくは、評価編を参考にしてください。

パートナーと行政の 相互理解を進めていくために

① 事業の打合せを、市役所だけでなく、パートナーの事務所で行うことも、相互理解の一助となります。

* パートナーの本来の活動や事業についてどれだけ知っていますか。

② 協働の場では、お互いが理解できる言葉、共通の言葉を使うよう心がけましょう。

* 役所言葉や難しい行政用語を使い、打合せを行っていませんか。

協働コラム

目的と目標の違い

目的と目標が混同されている場合があります。目的とは、最終的に成し遂げようと目指す事柄であり、目標は、目的を達成するための指標であり目安です。目標をクリアしていくことにより、目的到達の可能性が高くなっていきます。

目的がなければ、目標は設定できません。また、目標の先に目的がないと、目標は無意味です。事業の目的、目標をしっかりと考えることは大変重要なことです。

もちろん、協働自体が、事業本来の目的にはならないことは、いうまでもありません。



Q9.

「どんな取り組み形態があるの？」

A9.


取り組み形態をわかりやすく表にまとめてみました。

形態	内 容	効 果
委託	市が責任を持って担うべき事業をパートナーの特性を活かして、より効果的に実施するため、パートナーに委託する協働形態です。	パートナーが持つ特性が発揮されることで、市にはない創造性や先駆性が期待でき、きめ細やかなサービスの提供が可能となります。
補助	パートナーが行う事業に対して財政的な支援を行うことで公益を実現する協働形態です。	事業の実施主体であるパートナーの自主性、自立性が尊重されます。
共催	パートナーと市が共に主催者となって事業を行う協働形態です。	お互いが対等の立場で、企画段階から話し合いを重ね、責任分担を明確にして事業を実施することができます。
後援	パートナーが実施する事業の公益性を認め、支援するため後援名義の使用許可を行う協働形態です。	事業に対する理解や関心、社会的信頼が増すことが期待できます。
事業協力	パートナーと市がお互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係で協力し合いながら事業を実施する協働形態です。	双方の特性が発揮できます。また、話し合いの機会が増えることでパートナーとの深い信頼関係が構築できます。
アドプト制度	パートナーが公共施設の「里親」となり、美化活動や施設の現状を市へ報告し、市は保険加入や物品の支給などを行う協働形態です。	市民自治の推進と地域コミュニティの活性化が期待できます。また、市民一人ひとりの美化意識が向上します。

形態	内 容	効 果
政策提言	パートナーが持つ専門知識や技術、地域に密着した活動から生まれる施策を市に提案し、政策形成に取り入れる協働形態です。	市にはない独創性がある発想や考え方を施策に取り込むことができます。また、市民も市政へ積極的に参画する意識が生まれます。
情報交換・情報提供	パートナーと市が、それぞれ持つ情報を提供し合い、それを活用する協働形態です。	専門的で高度な情報を得ることができます。また、地域の課題や市民の声が的確に把握できます。お互いに情報を共有し合うことにより、それぞれの事業内容を充実させ幅を広げることができます。
実行委員会	パートナーと市が実行委員会や協議会を構成し、主催者となり事業を行う協働形態です。	企画段階から協働することにより、お互いの責任分担や経費負担が明確になります、また、それを決めるために話し合いをすることで情報の共有化、信頼関係の構築が図られます。

*八王子市における協働形態ごとの取り組み事例は、資料編をご覧ください。

協働コラム



協働委託とは・・・

事業の実施主体や責任は八王子市にあり、そういった意味では通常の委託と変わりありません。

しかし、協働と呼べる委託は、パートナーの特性を十分に活用して、より効果的な取り組みを進めるために業務を委託するものであり、市の下請けや経費削減のために委託するといった考え方でなく、相互の特性が十分に発揮できるよう、仕様書の作成段階からパートナーの意見を参考にして取り入れるなど、創意工夫が必要です。





Q10. 「パートナーの特性は？」

A10.

協働による事業を行うには、パートナーの特性を十分に知る必要があります。なぜなら、その特性を理解し活かすことで、市民により良いサービスが提供できるようになるからです。

また、お互いの役割や責任分担も明確にすることができ、円滑に協働事業を進めることもできます。

町会・自治会

一定の区域に居住している住民で構成され、社会福祉、環境美化、防犯・防災、広報など広範囲な活動を行っています。特性としては、**地域性、多様性、共益性、相互扶助**などがあげられます。また、市と住民の橋渡しの役割を果たしているなど、**地域内での人的ネットワーク**を持っています。大半が任意団体ですが、法人格（認可地縁団体）を持った団体もあります。

市民活動団体

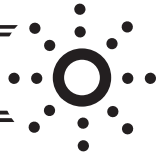
営利を目的とせず（非営利）、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動しています。**自主性、専門性、機動性、先駆性**などの特性があり、多様化した住民ニーズに迅速かつ柔軟に対応することができます。

ボランティアの集まりから、有給スタッフをかかえる NPO 法人まで、活動の規模や対象はさまざまです。

大学

専門的な教育研究活動を行っています。**高度で専門的な知識**を有し、**国際化・多角化**を図る一方で、地域にも目を向け始めており、大学の持つ技術や特許を地域産業に還元しようとする動きも始まっています。また、そこに学ぶ学生たちは独創性のあるアイデアと行動力を持っています。

企業



自発性、機動性、専門性、先駆性などの特性を持っていますが、営利を目的とした活動が中心であることから、ニーズがあっても採算が見込めないサービスの提供を行うことは困難です。しかし、最近ではCSR（企業の社会的責任）という概念の広がりにより、地域と連携した社会貢献活動、公益活動を行っている企業も増えてきています。

八王子市



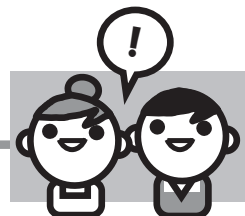
全ての住民に公平で均一を原則としたサービスの提供を行っています。**平等性、公平性、継続性、安定性**といった特性を持つ反面、個別的な住民ニーズの対応や先駆的な事業の創造について弱い部分があります。

協働コラム

非営利 ≠ 無償



非営利とは、全て無償で事業活動を行うということではありません。活動で得た利益を団体の構成員に分配せず、次の事業活動に費やすということです。したがって、有償で実施される事業やサービスの提供もあります。また、団体には、有給で働くスタッフがいる場合もあります。





Q11.

「パートナーを見つけるには？」

A11.

協働を効果的かつ効率的に進めるには、事業の目的に最も適したパートナーを見つけ出さなければなりません。そのためには、次のようなことが必要です。

日頃から情報収集に努める

- ▶ 町会・自治会や市民活動団体などのホームページやパンフレット、機関紙から情報の収集を行う。
- ▶ 町会・自治会や市民活動団体などが企画・運営する各種行事に積極的に参加し、その団体が持つ特性や能力を情報として蓄積する。
- ▶ 既に協働事業を実施している担当課の情報を把握する。

他の組織等を利用する

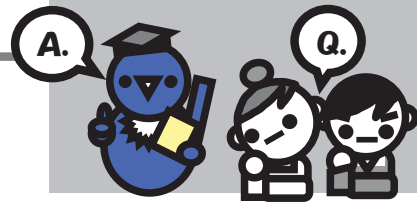
- ▶ 市民活動推進部協働推進課に相談する。
- ▶ 市民活動支援センターを利用する。
- ▶ 社協ボランティアセンターを利用する。

市民活動支援センター

八王子市が設置し、指定管理者としてNPO法人八王子市民活動協議会が運営を行っている施設であり、市民活動団体に関する幅広い情報とともに、団体とのネットワークも持っています。

- 所在地 〒192-0083
八王子市旭町12番1号「ファルマ802」5階
TEL:042-646-1577
- 開館時間 火～土曜日 午前10時～午後9時
日曜日・休日 午前10時～午後5時
毎週月曜日は休館日です。
- URL <http://www.shiencenter-hachioji.org/>

- 市内で活動している団体の情報を分野別に整理しており、団体のパンフレットなども備えています。



Q12. 「パートナーを 選定するには？」

A12.

選定にあたっては、パートナーの特性を考慮し、また、開かれた選定をする必要があります。



①協働の経緯や領域の違いによる協働相手の選定

企画段階からの協働、市民が実施する事業に市が参加する場合、市が概要を決めパートナーの参加を呼びかける場合など協働の経緯や領域の違いにより、選定基準や選定方法は違ってきます。

選定基準(例)

- (1)活動目的
- (2)活動内容・実績
- (3)財務状況
- (4)組織運営の透明性
- (5)会員数
- (6)事務執行体制の状況

②選定基準や選定方法を明確化

公平かつ公正な選定のため、選定基準や方法、協働事業の内容を公開するなど、協働事業を開かれたものにしていく必要があります。

③パートナーとなる団体の概要を知る

パートナーは、さまざまな財務・組織規模で、事業遂行能力、活動実績、運営状況など、多種多様です。選定する際は、多くの団体から、活動実績や財務状況などの情報を入手し、事業遂行能力などを見極める必要があります。

④依存や既得権化をさけるために

過去に実績のあった団体と継続して協働しがちです。依存関係や既得権化につながることもあり、パートナーを含めた事業の見直しを絶えず行うことが必要です。そのためには事業目的・目標、役割分担、期間などを明確にし、パートナーと事前に確認をしておくようにします。また、広報を積極的に活用し、公募や企画提案の機会を提供することも重要です。



Q13. 「協働事業の進め方について」

A13.

ここまで基本編で見てきた協働事業の進め方を図示しました。ここでは基本的な進め方を示しましたが、これだけに限りません。場面に応じた柔軟な対応で市民との協働を進めていきます。

ステップ 1

協働事業に
についての検討

新規事業だけでなく、既存事業についても協働の可能性はありますか？

- 市の責任と主体性により、独自に行った方がよい事業なのか？
- パートナーとの協働で行った方がよい事業なのか？
- 市民が自発的に責任を持って独自に行った方がよい事業なのか？

ステップ 2

協働の形態に
についての検討

事業が効率的かつ効果的に実施できる協働形態を選択します。

- ①委託 ②補助 ③共催 ④後援 ⑤事業協力
- ⑥アドプト ⑦政策提言 ⑧情報交換・情報提供
- ⑨実行委員会

ステップ 3

協働の
パートナーに
についての検討

パートナーを見つけるには

- 日常の情報収集
- 協働推進課、市民活動支援センター等を利用

パートナーの選定にあたり・・・

- 協働を行う経緯、時期、領域などに応じて適切な選定基準、選定方法を設定しましょう。
- 公平・公正な透明性のあるパートナー選び。
- 活動実績や財務状況などを知り、事業遂行能力を見極めましょう。
- 前例踏襲せず、事業内容だけでなくパートナーについても見直しましょう。

ステップ
4

協働事業の
実施

協働事業を進めるために必要とされる姿勢は？

- お互いの特性を理解し、責任と役割分担を明確にして事業を進めましょう。
- お互いが持つ情報を出し合って共有し、有効に利用して事業に取り組みましょう。
- 事業目的を共有し、段階的な目標を設定しましょう。
- お互いに Face to Face で話し合いの場を多く持ちましょう。

事業
完了



評価編（P32～39）を参考にしてください。

ステップ
5

協働事業に
ついての評価
実施

次の協働事業へ向けて改善を図るために・・・

- 協働での事業実施は適切であったか
- 協働の形態、実施方法は適切であったか
- パートナーの選択は適切であったか
- 役割分担により、お互いの特性が発揮できたか
- 事業目的・目標を共有し、達成できたか
- 費用対効果はどうであったか

などを評価項目とします。評価は内部だけでなく、サービスの受け手である市民や第三者機関による外部評価も行うとよいでしょう。また、事業実施中にもそれぞれの段階で評価を行い、協働事業がより良い結果となるよう心がけましょう。

もちろん、評価したことで終わりにすることなく、そこでわかった問題点やその原因、解決方法を話し合い、次の事業に活かしていくことが大切です。



次の協働事業へ
フィードバック！





Q14.

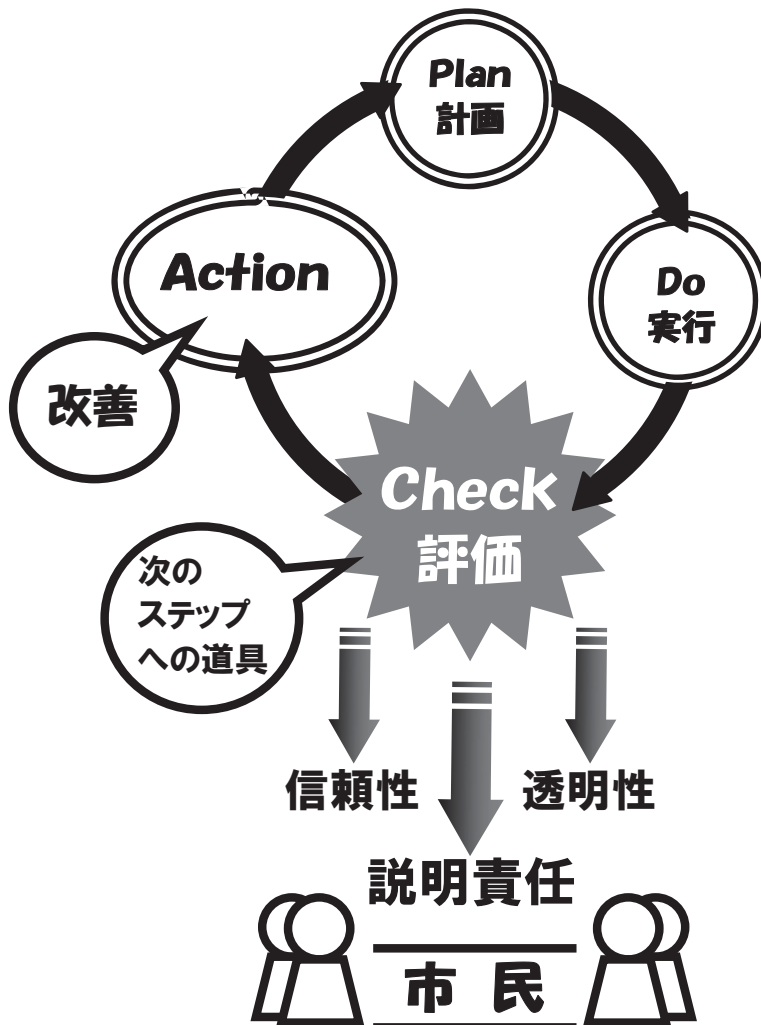
「なぜ評価が必要なの？」

A14.

- ① 評価した結果を次の協働事業にフィードバックし、**改善**を図るため
- ② 協働事業の**信頼性**を高め、**透明性**を確保するため
- ③ 市民への**説明責任**（アカウンタビリティ）を果たすため



評価は、どこが足りていて、どこが足りなかったかを示す指標となり、次のステップのための道具である。



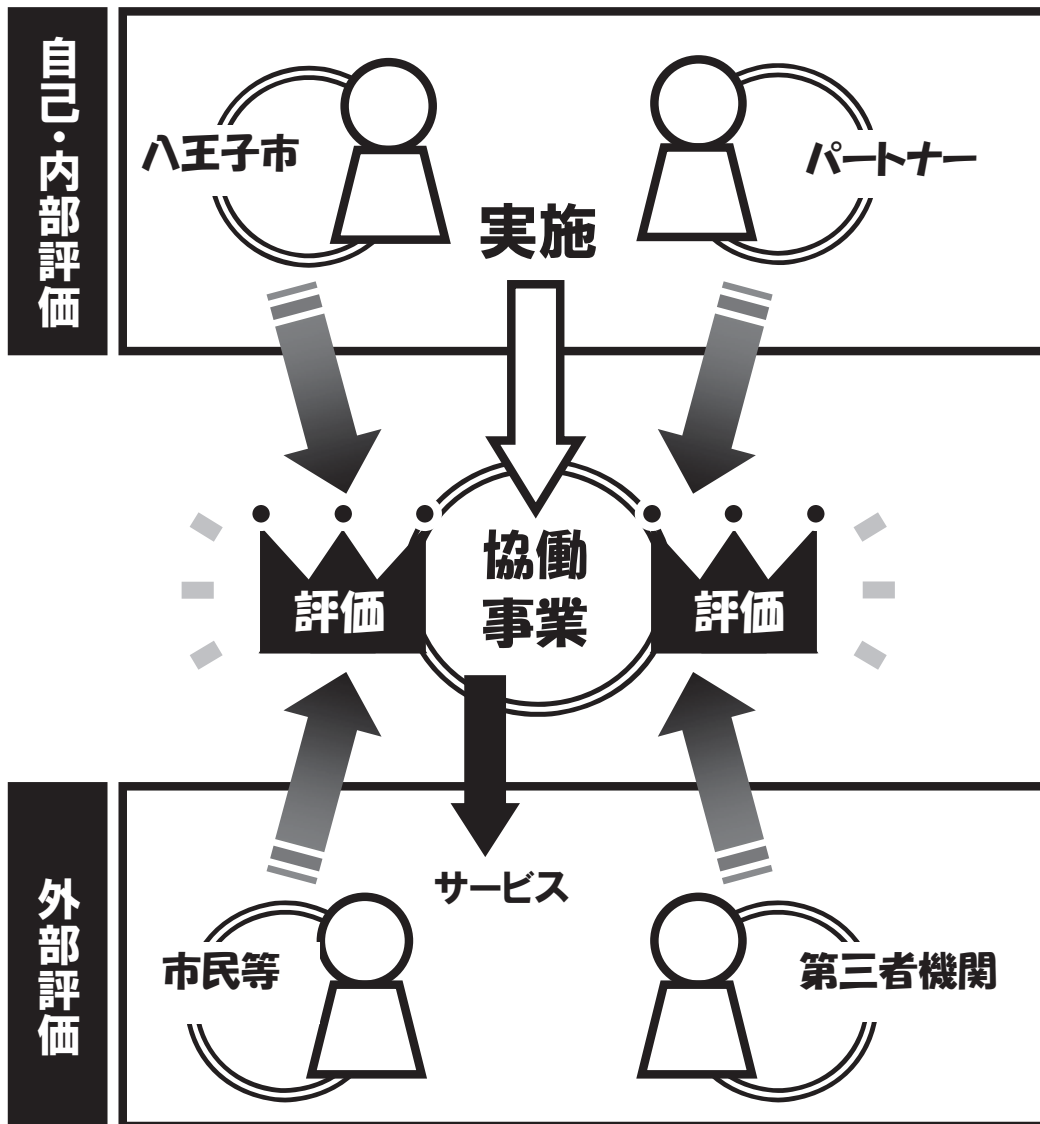
Q15. 「誰が評価をするの?」



A15.

協働事業には、事業を実施した市及びパートナーが評価する**自己・内部評価**とサービスを受けた市民等や第三者機関が評価する**外部評価**がありますが、協働事業を実施した市とパートナーが双方で評価することが大切です。

このハンドブックでは、特に職員が協働事業を評価することに視点を置いています。





Q16. 「何を評価するの？」

A16.

評価の視点としては、協働の進め方などの実施プロセスに対するものと、事業の成果に対するものが考えられます。

このハンドブックでは、**実施プロセスに重点**を置いて考えます。

具体的には

- 協働という手法の適否・有効性
- 目的・目標設定の妥当性
- 採用した協働形態の妥当性
- 協働相手の選定の妥当性
- 情報交換など意思疎通度
- 役割・責任分担の妥当性
- パートナーの特性の発揮度
- 事業目的の達成度
- 費用対効果の適否

などが考えられます。





Q17.

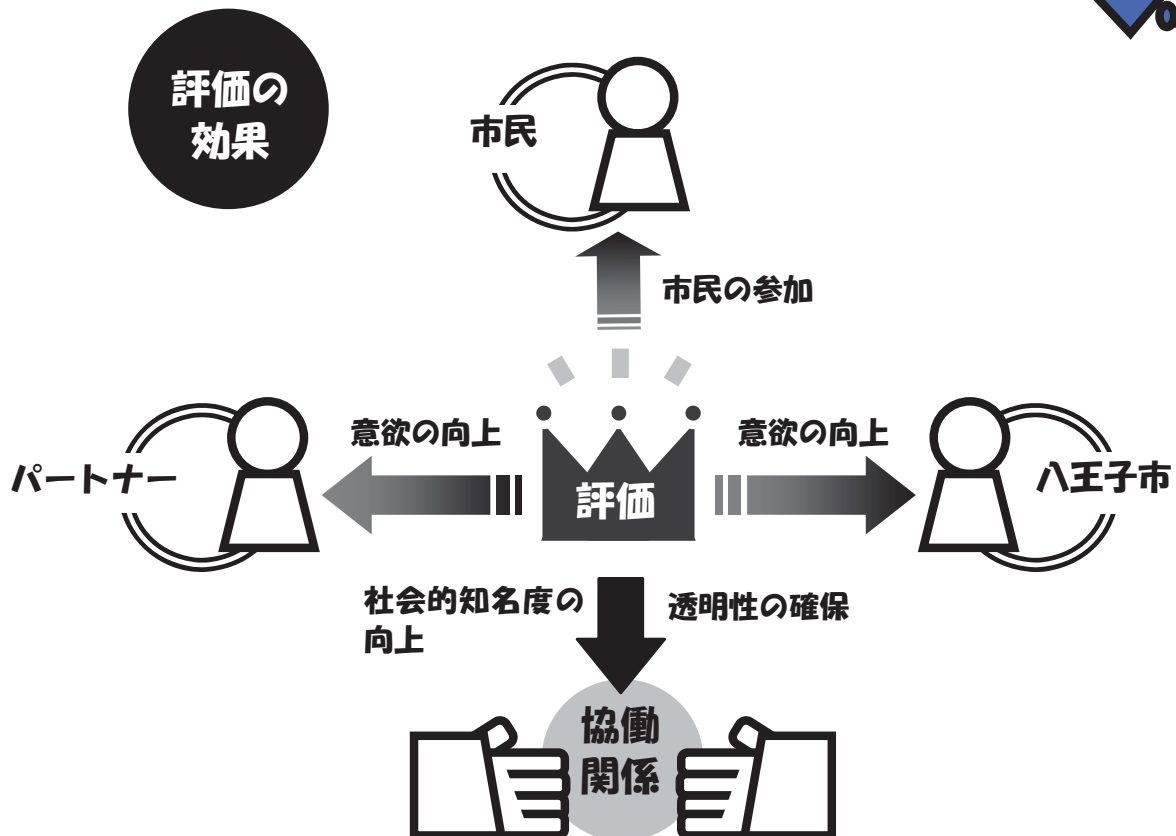
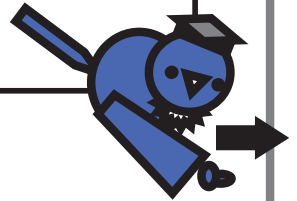
「どのように評価を行うの？」

A17.

手順

実施結果を評価・点検し、事業実施の課題・問題点や今後の協働事業の改善策を双方で確認します。**事業実施段階に応じた評価項目**によるチェックシートなどを活用することが有効です。

次ページのチェックシートは一例であり事業の内容や形態によって項目は異なります。必要事項を加えたり、不要なものを除いたりしながら使いやすいチェックシートに直して活用してください。





Q18.

「評価を活かすためには、何をすればよいの？」

A18.

評価結果の公表

透明性の確保や市民の支持を得るためにも、ホームページや広報などで、情報公開を行うことが必要です。

パートナーとのふいかえり

パートナーと市が一緒になり、事業の「ふいかえり」を行い、改善点を確認し、課題を共有します。特にチェックシートで「いいえ」だった項目について、次のようなアクションシートを作成し、改善に役立ててください。

協働事業のノウハウの蓄積

市内部でのデータベース化などを行い、他部課も利用できるよう評価の情報を蓄積し、いつでも活用できるよう整備することが必要です。

アクションシート(例)

項目	はい・いいえ	原因	改善点
なぜ協働で行うか、理由は明確ですか。	はい	—	—
対等な関係を築くため、相互を理解し合い話し合いの場が持てましたか。	いいえ	市が一方的に事業内容を決定してしまった。	仕様書作成の段階から意見交換を行い、双方の特性を活かせる事業を実施する。
進捗状況や事業に関する情報を共有しましたか。	いいえ	パートナー側へ任せきりであった。	定期的な打合せの機会を設ける。

平成27年度 工事監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく工事監査

2 監査の対象工事等

市民体育館耐震補強及び大規模改修工事並びに関連工事及びこれらに関連する事務

3 監査の対象部課

- (1) 事業所管課：生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課
- (2) 工事所管課：財務部建築課
- (3) 契約事務所管課：財務部契約課

4 監査の実施期間

平成27年5月25日から同年12月20日まで

5 監査の観点及び方法

契約事務、工事の設計及び施工等が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に、書類審査、質問調査、実地調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

なお、技術調査については「特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム」に委託し、平成27年9月1日(本体工事進捗率：40.2%)に実施した。

第2 工事の概要

1 工事場所

八王子市台町二丁目3番7号



2 工事概要

本施設は昭和49年に建設されているため館内施設の老朽化が進行しており、更に、平成17年に実施した耐震診断では、屋根面の耐力が不足していることも判明し、利用者の安全・安心を確保できる耐震性のある体育館とするため、耐震診断の補強方針に従って、耐震補強工事を実施するもの

また、この工事に併せて、体育館のリニューアル、バリアフリー化及び延命化を図るため、老朽化している設備や破損している建具等を改修する大規模改修工事を実施するもの

3 工期

平成26年12月16日から平成28年1月15日まで

4 設計業者

- (1) 基本設計：株式会社 楠山設計
- (2) 実施設計：株式会社 あい設計

5 施工業者

田中・加藤工業特定建設工事共同企業体

6 契約概要

(1) 契約金額

- ・ 当初契約 : 1,054,836,000円(本体工事分)
- ・ 第1回変更契約後 : 1,065,862,800円
- ・ 第2回変更契約後 : 1,074,828,960円

(2) 契約日

- ・ 当初 : 平成26年12月15日
- ・ 第1回変更 : 平成27年5月8日
- ・ 第2回変更 : 平成27年7月8日

(3) 契約方法 : 解除条件付一般競争入札(施工能力評価型総合評価方式)

(4) 変更理由 : 第1回は、新たに発見されたアスベスト含有箇所の特種加工の追加によるものであり、第2回は、労務単価等の急激な変動に対応するため、工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)の適用によるものである。

7 工事内容

市民体育館耐震補強及び大規模改修工事

(1) 構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造 地下2階、地上1階、塔屋1階建

(2) 規模等

- ・ 敷地面積 : 8,875.55m²
- ・ 建築面積 : 3,904.84m²
- ・ 延床面積 : 6,298.58m²

(3) 建物内容

- ・ 地下2階 : 倉庫、備蓄用倉庫、電気室、受水槽室
- ・ 地下1階 : 主競技場、第2競技場、第3競技場、第4競技場、第5競技場、トレーニング室、器具庫、放送室、更衣室、シャワールーム、だれでもトイレ
- ・ 地上1階 : レクリエーションホール、会議室、事務室、指導員室、倉庫、だれでもトイレ

8 関連工事

(1) 空調換気設備工事 : 新和・水越特定建設工事共同企業体 (契約金額 : 338,531,400円)

(2) 給排水衛生設備工事 : 加藤設備工業 株式会社 (契約金額 : 122,364,000円)

(3) 電気設備工事 : 株式会社 エーデン

(契約金額：164,052,000円)

(4) 昇降機設備工事：フジテック株式会社 首都圏統括本部

(契約金額：15,012,000円)

第3 監査の実施状況

1 書類審査



(計画・設計審査)



(現場書類審査)

2 実地調査



(工事実地調査)



(工事実地調査)

3 技術調査の主な項目

- (1) 計画
- (2) 設計
- (3) 積算
- (4) 契約
- (5) 施工

第4 監査の結果

監査時点における書類審査及び工事実地調査の結果は、概ね良好であると認められた。今後も、工事完成に向けて、より一層の安全管理及び工程管理に徹底を期されたい。

なお、本工事は、工事着手後にアスベスト含有物が施工されている箇所があることが判明し除去の設計変更が行われている。一般的に、実施設計の段階では調査できる範囲が限定されるため、全量を特定することは困難である。

このため、今回、工事の進捗過程において新たに該当箇所が判明されたが、適切に処置できたため特に問題とはならなかったものの、対象施設の施工時期によっては、今回のような事態も多分に発生するおそれがある。

今後、このような事態への対応策として、改修工事、改築工事等の実施に際しては当該施設の完成時期等を考慮の上、実施設計段階における調査方法等について工夫、検討されたい。

また、技術調査に係る報告において、技術士より次のとおり技術調査の主な項目に関する評価や意見等が附されているので、本工事を含む今後の工事執行の参考とされたい。

- (1) 計画は、八王子市の上位計画に位置付けられたもので、地域を含めた関係者の意見を反映し、策定されており、手続、内容を含め適切である。
- (2) 設計は、環境、安全性、将来の維持管理等に配慮されており、適切である。
- (3) 設計図書は、積算、施工に必要な内容が十分に描かれており、適切である。しかし、一部で今後改善、検討が必要な部分がある。
- (4) 工事監理、検査手続、施工管理は適切にされている。しかし、一部で今後改善、検討が必要な部分がある。
- (5) 施工現場は、整理整頓されている。
- (6) 工程は、当初の計画どおり進捗している。平成28年1月の竣工予定に向け、無事故、無災害で完成されることを期待する。



百年の彩りを
次の100年の輝きへ